

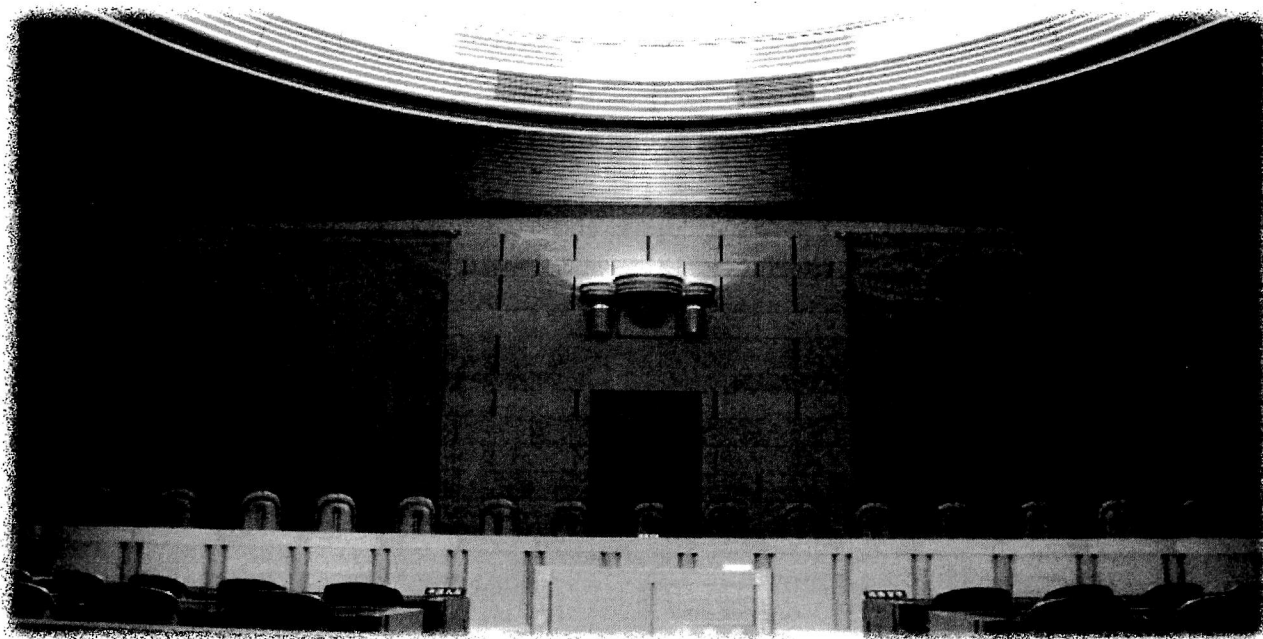
第1787号  
令和4年4月1日号

# 裁判所時報

発行  
最高裁判所  
事務総局  
(毎月1日・15日発行)

## (目次)

◎裁判例	1
(民事)	
●固定資産課税台帳に登録されたゴルフ場用地の価格が固定資産評価基準の定める評価方法に従って算定されたものということができないとした原審の判断に違法があるとされた事例 (令和2年(行ヒ)第323号・令和4年3月3日 第一小法廷判決 破棄差戻し)	
●不当景品類及び不当表示防止法7条2項は、憲法21条1項、22条1項に違反しない (令和3年(行ツ)第33号・令和4年3月8日 第三小法廷判決 棄却)	
◎記事	4
●叙位・叙勲(1月分、死亡者のみ)	
●人事異動(3月8日～3月19日)	
●簡易裁判所判事候補者選考第1次選考(筆記試験)問題について	
◎最高裁判所通達	5
●「最高裁判所事務総局等の組織について」の一部改正について	
◎最高裁判所規則・法律等	6
●発信者情報開示命令事件手続規則について	
●民事訴訟法等の一部を改正する法律案について	



## 裁判例

### 民事

◎ 固定資産課税台帳に登録されたゴルフ場用地の価格が固定資産評価基準の定める評価方法に従って算定されたものということができなした原審の判断に違法があるとされた事例

件名 固定資産評価決定取消請求事件

最高裁判所令和2年(行ヒ)第323号  
令和4年3月3日 第一小法廷判決 破棄差戻し

上告人 下松市  
被上告人 株式会社山田事務所  
原 審 広島高等裁判所

#### 主 文

原判決を破棄する。  
本件を広島高等裁判所に差し戻す。

#### 理 由

上告代理人沖本浩、同山本直の上告受理申立て理由について

1 本件は、ゴルフ場の用に供されている山口県下松市所在の一団の土地(第1審判決別紙物件目録記載1～89。以下「本件各土地」という。)に係る固定資産税の納税義務者である被上告人が、土地課税台帳に登録された本件各土地の平成27年度の価格を不服として下松市固定資産評価審査委員会に審査の申出をしたところ、これを棄却する旨の決定(以下「本件決定」という。)を受けたため、上告人を相手に、本件決定のうち被上告人が適正な時価と主張する価格を超える部分の取消しを求める事案である。

2 原審の確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1)ア 地方税法349条1項は、土地に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準は、当該土地の基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されたもの(以下、これらの台帳に登録された価格を「登録価格」という。)とする旨規定し、同法403条1項は、市町村長は、同法388条1項の固定資産評価基準によって固定資産の価格を決定しなければならない旨規定する。平成27年度は上記の基準年度であり、これに係る賦課期日は平成27年1月1日である。

イ 固定資産評価基準(昭和38年自治省告示第1

58号。以下「評価基準」という。)は、ゴルフ場の用に供する一団の土地(以下「ゴルフ場用地」という。)の評価について、大要、① 当該ゴルフ場を開設するに当たり要した当該ゴルフ場用地の取得価額に当該ゴルフ場用地の造成費を加算した価額を基準とし、当該ゴルフ場の位置、利用状況等を考慮してその価額を求める方法によるものとするとし、② この場合において、取得価額及び造成費は、当該ゴルフ場用地の取得後若しくは造成後において価格事情に変動があるとき、又はその取得価額若しくは造成費が不明のときは、附近の土地の価額又は最近における造成費から評定した価額によるものとするを定めている(第1章第10節二。以下、上記②の定めを「本件定め」という。)

(2) 自治省税務局資産評価室長は、平成11年法律第87号による改正前の地方自治法245条4項(現行法の245条の4第1項参照)の技術的な助言として、各道府県総務部長等宛てに「ゴルフ場の用に供する土地の評価の取扱いについて」(同年9月1日付け自治評第37号。以下「ゴルフ場通知」という。)を発送した。ゴルフ場通知は、評価基準における本件定め等の具体的な取扱いについて参考までに一例を示すなどとした上で、周辺地域の大半が宅地化されているゴルフ場に係る取得価額の評定に関し、大要、当該ゴルフ場の近傍の宅地に比準しつつ山林としての価額を評定する方法を挙げている。

(3)ア 本件各土地及びその周辺の土地は、古くは塩田跡地であったところ、本件各土地は、その後造成され、遅くとも昭和60年頃からゴルフ場用地となっている一方、その周辺の土地は、工場等の敷地(宅地)となっている。

イ 下松市長は、平成26年、本件各土地の価格について、本件定めによることを前提に、ゴルフ場用地として開発することを目的とする素地として評価するとの条件により、不動産鑑定士による鑑定(以下「本件鑑定」という。)を実施した。下松市長は、本件鑑定の結果に基づき、附近の工場用地に比準する方法により工場用地としての取得価額を評定し、造成費の加算をせずに本件各土地の平成27年1月1日における価格を合計32億0933万8607円と決定し、土地課税台帳に登録した(以下、この価格を「本件登録価格」という。)

3 原審は、上記事実関係等の下において、要旨次のとおり判断し、本件決定の全部を取り消すべきものとした。

本件各土地について本件定めにより評定されるべき取得価額は、ゴルフ場用地に造成される前の塩田跡地の基準年度における客観的時価をいうものと解すべきであるが、本件鑑定によってはこれを求めることがで

きない。したがって、その余の点について判断するまでもなく、本件登録価格は評価基準の定める評価方法に従って算定されたものということではできず、本件登録価格は評価基準によって決定される価格を上回らないとはいえない。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 本件決定は、本件登録価格の決定に違法はないとして、これに係る被上告人の審査の申出を棄却したものであるところ、土地の基準年度に係る賦課期日における登録価格が評価基準によって決定される価格を上回る場合には、同期日における当該土地の客観的な交換価値としての適正な時価を上回るか否かにかかわらず、その登録価格の決定は違法となるものというべきである（最高裁平成24年（行ヒ）第79号同25年7月12日第二小法廷判決・民集67巻6号1255頁）。

そこで、本件登録価格が評価基準の定める評価方法に従って算定されたものことができるか否かが問題となる。

(2) 前記2(3)イによれば、下松市長は、本件各土地の価格について、本件定めにより、附近の工場用地に比準する方法により工場用地としての取得価額を評定したものであって、塩田跡地としての取得価額を評定したのではない。

しかしながら、土地に係る固定資産税の課税標準となる登録価格は、当該土地の基準年度に係る賦課期日を基準として定めるべきものであるところ（地方税法349条1項）、平成27年度の固定資産税の賦課期日である平成27年1月1日において、本件各土地の周辺の土地は工場等の敷地となっていたものである。また、本件定めを含む評価基準は、ゴルフ場用地の評価に際し附近の土地に比準して取得価額を評定する方法として、特定の具体的な方法を挙げているものではないし、造成から長期間が経過するなどの事情により、当該ゴルフ場用地の造成前の状態を前提とした取得価額を正確に把握できない場合も想定される。

そうすると、本件各土地の価格の算定に当たり、その造成前の状態である塩田跡地としての取得価額を評定していないことをもって、評価基準の定める評価方法に従っていないと解すべき理由は見当たらない。

以上に関し、下松市長が本件各土地の取得価額を評定する際に用いた方法は、ゴルフ場通知の挙げる方法、すなわち、近傍の宅地に比準しつつ山林としての価額を評定するという方法とは異なるものであり、この方法に準じたものともいい難い。しかしながら、ゴルフ場通知は、基本的には山林を造成したゴルフ場用地の評価を念頭に置くものと解される上、技術的な助言と

して本件定め等の具体的な取扱いを参考までに例示することとどまり、事例に応じて他の評価方法によることを排除する趣旨と解することはできないこと等からすれば、ゴルフ場通知の内容により、上記の判断が左右されるものではない。

(3) したがって、本件登録価格について、塩田跡地としての取得価額を評定していないことを理由として評価基準の定める評価方法に従って算定されたものということができないとした原審の判断には、固定資産の評価に関する法令の解釈適用を誤った違法がある。

5 以上によれば、原審の上記判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、本件登録価格が評価基準の定める評価方法に従って算定されたものといえるか否か等について更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 安浪亮介 裁判官 山口 厚  
裁判官 深山卓也 裁判官 岡 正晶 裁判官  
堺 徹)

◎ 不当景品類及び不当表示防止法7条2項は、憲法21条1項、22条1項に違反しない

件名 措置命令処分取消請求事件

最高裁判所令和3年(行ツ)第33号  
令和4年3月8日 第三小法廷判決 棄却

上告人 株式会社だいにち堂  
被上告人 国  
原 審 東京高等裁判所

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人小磯正康ほかの上告理由について

1 不当景品類及び不当表示防止法(以下「法」という。)5条1号は、事業者は、自己の供給する商品又は役務(以下「商品等」という。)の品質、規格その他の内容(以下「品質等」という。)について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品等を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの(以下「優良誤認表示」という。)をしてはならない旨を規定する。

法7条1項は、内閣総理大臣は、法5条の規定に違反する行為等があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め又はその行為が再び行われることを防止するために必要な事項等を命ずることができる旨を規定する。そして、法7条2項は、内閣総理大臣は、同条1項の規定による命令(以下「措置命令」という。)に関し、事業者がした表示が法5条1号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示(優良誤認表示)とみなす旨を規定する。

2 法7条2項は、事業者がした自己の供給する商品等の品質等を示す表示について、当該表示のとおり品質等が実際の商品等には備わっていないなどの優良誤認表示の要件を満たすことが明らかでないとして

も、所定の場合に優良誤認表示とみなして直ちに措置命令をすることができるとする。事業者との商品等の取引について自主的かつ合理的な選択を阻害されないという一般消費者の利益をより迅速に保護することを目的とするものであると解されるところ、この目的が公共の福祉に合致することは明らかである。

そして、一般消費者は、事業者と商品等の取引を行うに当たり、当該事業者がした表示のとおり品質等が当該商品等に備わっているものと期待するのが通常であって、実際にこれが備わっていなければ、その自主的かつ合理的な選択を阻害されるおそれがあるといえるから、法5条1号の規律するところにも照らし、当該商品等の品質等を示す表示をする事業者は、その裏付けとなる合理的な根拠を有してしかなるべきである。また、法7条2項により事業者がした表示が優良誤認表示とみなされるのは、当該事業者が一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと客観的に評価される資料を提出しない場合に限り解されるから、同項が適用される範囲は合理的に限定されているといえることができる。加えて、上記のおそれが生ずることの防止等をするという同項の趣旨に照らせば、同項が適用される場合の措置命令は、当該事業者が裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を備えた上で改めて同様の表示をすることについて、何ら制限するものではないと解される。そうすると、同項に規定する場合において事業者がした表示を措置命令の対象となる優良誤認表示とみなすことは、前記の目的を達成するための手段として必要かつ合理的なものといえることができ、そのような取扱いを定めたことが立法府の合理的裁量の範囲を超えるものといえることはできない。

3 したがって、法7条2項は、憲法21条1項、22条1項に違反するものではない。このことは、当裁判所大法廷判決(最高裁昭和29年(あ)第2861号同36年2月15日大法廷判決・刑集15巻2号347頁、最高裁昭和45年(あ)第23号同47年11月22日大法廷判決・刑集26巻9号586頁)の趣旨に徴して明らかである。論旨は採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 渡邊恵理子 裁判官 戸倉三郎  
裁判官 宇賀克也 裁判官 林 道晴 裁判官  
長嶺安政)

記事

◎叙位・叙勲（1月分、死亡者のみ）

正五位・瑞宝双光章

岡山家庭裁判所倉敷支部主任書記官 菅原孝志  
従五位・旭日小綬章

元日本弁護士連合会常務理事 田邊重徳  
(以上1月2日)

正六位

元秋田家庭・地方裁判所調停委員 國安格典  
(1月4日)

正五位・瑞宝双光章

元富山地方裁判所刑事首席書記官 田中照一  
従五位・旭日小綬章

元日本弁護士連合会常務理事 手取屋三千夫  
(以上1月6日)

従五位

元金沢家庭裁判所首席家庭裁判所調査官 田近 尚  
(1月13日)

従六位・瑞宝双光章

元神戸地方裁判所主任書記官 白川忠正  
(1月17日)

従五位

元日本弁護士連合会理事 木下常雄  
(1月22日)

従五位・旭日小綬章

元日本弁護士連合会常務理事 大道 晋  
(1月26日)

◎人事異動

定年退官

名古屋高等裁判所判事 水谷美穂子  
福岡家庭裁判所長 野島秀夫  
(以上3月8日)

福岡家庭裁判所長

福岡高等裁判所判事 岩木 幸

福岡高等裁判所判事

大分地方・家庭裁判所長 梅本圭一郎

大分地方・家庭裁判所長

福岡地方・家庭裁判所小倉支部長 松藤和博

福岡地方・家庭裁判所小倉支部長

福岡地方・家庭裁判所判事 溝國禎久

福岡地方・家庭裁判所判事

福岡高等裁判所判事 富田敦史  
(以上3月9日)

定年退官

大阪高等裁判所判事 五十嵐常之  
(3月13日)

定年退官

岐阜簡易裁判所判事 安藤 學  
(3月14日)

岐阜簡易裁判所判事

戸田 久  
(3月15日)

東京高等裁判所判事

司法研修所教官 島戸 純

同 丹羽芳徳

同 小川嘉基

同 鎌倉正和

同 中島 崇

同 松永智史

同 渡邊達之輔

定年退官

町田簡易裁判所判事 今 啓子  
(以上3月18日)

横須賀簡易裁判所判事

東京簡易裁判所判事 岡田千津子

町田簡易裁判所判事

横須賀簡易裁判所判事 遠藤鈴枝

(以上3月19日)

◎簡易裁判所判事候補者選考第1次選考（筆記試験）問題について

例年掲載していた「簡易裁判所判事候補者選考第1次選考（筆記試験）問題」は、裁判所ウェブサイトに掲載することとなりました。

裁判所ウェブサイト：<https://www.courts.go.jp/>

**最 高 裁 判 所 通 達**

◎「最高裁判所事務総局等の組織について」の一部改正について

（令和4年3月4日最高裁総一第226号  
最高裁判所事務総局局長、司法研修所長、  
裁判所職員総合研修所長、最高裁判所図書館  
長宛て事務総長通達）

平成元年3月22日付け最高裁総一第84号事務総長通達「最高裁判所事務総局等の組織について」の一部を下記のように改正します。

記

別表「秘書課」の項中「長官公邸係」を削り、同表

「情報政策課」の項中「情報企画第一係」を「情報企

画係」に改め、「情報企画第二係」及び「情報システ

「デジタル  
ム第四係」を削り、「情報基盤管理係」を デジタル  
デジタル  
基盤第一係

基盤第二係 に改め、同表「民事局」の「第一課」の  
基盤第三係

「調査係  
項中「調査係」を デジタル化推進係」 に改め、同

「第二課」の項中「民事訴訟IT化推進係」を削り、

同表「刑事局」の「第二課」の項中「刑事手続IT化

係」を「デジタル化推進係」に改め、同表「家庭局」

「企画係  
の「第一課」の項中「企画係」を デジタル化推進係

に改める。

付 記

この通達は、令和4年4月1日から実施する。



最高裁判所規則

《発信者情報開示命令事件手続規則について》

発信者情報開示命令事件手続規則（令和四年最高裁判所規則第十一号）が、令和四年三月十五日に公布されました。

この規則は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第二十七号）の施行に伴い、同法の規定による発信者情報開示命令事件に関する裁判手続に関し、管轄裁判所が定まらない場合の裁判籍所在地の指定、申立書の記載事項等必要な事項を定めるもので、同法の施行の日（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）から施行されます。

◎発信者情報開示命令事件手続規則

（令和四年三月一五日公布 最高裁判所規則第二号）

（管轄裁判所が定まらない場合の裁判籍所在地の指定・法第十条）

第一条 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第三十七号。以下「法」という。）第十条第一項第二号及び第二項の最高裁判所規則で定める地は、東京都千代田区とする。

（提供命令に基づき他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた場合の申立書の記載事項）  
第二条 法第十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による命令により同号イに規定する他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者が当該他の開示関係役務提供者を相手方と

する当該提供に係る侵害情報についての発信者情報開示命令の申立てをするときは、当該発信者情報開示命令の申立書には、申立ての趣旨及び原因、申立てを理由づける事実並びに非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）第一条第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 当該提供を受けた者の申立てに係る当該提供に係る侵害情報について現に係属する他の発信者情報開示命令事件がある場合 当該発信者情報開示命令事件が係属する裁判所及び当該発信者情報開示命令事件の表示

二 前号に掲げる事件がない場合 その旨（発信者情報開示命令の申立書の写しの提出）

第三条 発信者情報開示命令の申立てをするときは、申立書に相手方の数と同数の写しを添付しなければならない。

（提供命令及び消去禁止命令の申立ての方式、申立書の記載事項等）  
第四条 次に掲げる申立ては、書面でしなければならない。

一 提供命令の申立て  
二 消去禁止命令の申立て

2 前項各号に掲げる申立てに係る申立書には、申立ての趣旨及び原因、申立てを理由づける事実並びに非訟事件手続規則第一条第一項各号に掲げる事項のほか、発信者情報開示命令の申立てと前項各号に掲げる申立てを一通の書面でする場合を除き、本案の発信者情報開示命令事件に係属する裁判所及び当該発信者情報開示命令事件の表示を記載しなければならない。

3 裁判所は、第一項各号に掲げる申立てがあつた場合には、当該申立てが不適法であるとき又は当

該申立てに理由がないことが明らかなきを除き、当該申立てに係る申立書の写しを相手方に送付しなければならない。ただし、相手方の陳述を聴かないで提供命令又は消去禁止命令を発する場合は、この限りでない。

（提出書類の直送）

第五条 当事者が陳述書、申立ての趣旨又は原因の変更を記載した書面、証拠書類その他裁判の資料となる書類を提出するときは、当該書類について直送（当事者の相手方に対する直接の送付をいう。）をしなければならない。

（発信者情報開示命令の申立ての変更の取扱い）

第六条 発信者情報開示命令事件の手続の期日において申立人が口頭で申立ての趣旨又は原因の変更をした場合には、その変更を許さない旨の裁判があつたときを除き、裁判所書記官は、その期日の調書の謄本を相手方（その期日に出頭した者を除く。）に送付しなければならない。

（非訟事件手続規則の適用除外）

第七条 申立人が非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第四十四条第一項の規定により発信者情報開示命令の申立ての趣旨又は原因を変更した場合については、非訟事件手続規則第四十一条の規定は、適用しない。

（申立ての取下げがあつた場合の取扱い）

第八条 法第十三条第一項ただし書の規定により相手方の同意を得なければ発信者情報開示命令の申立ての取下げの効力が生じない場合において、相手方の同意があつたとき（同条第三項の規定により同意したもののみなされた場合を含む。）は、裁判所書記官は、その旨を当事者に通知しなければならない。

2 前項の規定は、非訟事件手続法第六十四条の規定により申立ての取下げがあつたものとみなされ

た場合について準用する。

3 発信者情報開示命令の申立ての取下げについては、非訟事件手続規則第四十九条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

4 第四条第一項各号に掲げる申立ての取下げがあったときは、裁判所書記官は、その旨を相手方に通知しなければならない。

附則

この規則は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第二十七号）の施行の日から施行する。

法 律 等

《民事訴訟法等の一部を改正する法律案について》

民事訴訟法等の一部を改正する法律案が、令和四年三月八日に第二〇八回国会に提出されました。

この法律案は、民事訴訟手続等の一層の迅速化及び効率化等を図り、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする観点から、民事訴訟法を見直し、オンライン申立て、訴訟記録の電子化、訴状の電子送達、手数料等の電子納付、双方不出頭の非対面での期日等を実現するため、民事訴訟制度を全体的にIT化するほか、六か月以内での審理終結等を定めた法定審理期間訴訟手続や住所、氏名等の秘匿制度を創設するものです。法律案の主な内容は次のとおりです。

(1) 民事訴訟法の一部改正

ア ①電子情報処理組織を使用して行うことができる申立ての範囲を拡大するとともに、弁護士等による申立てについては、原則として電子情報処理組織を使用する方法に限定し、

②訴訟記録は原則として電子化し、電子情報処理組織を使用する方法による閲覧等を可能とし、判決書等も電磁的記録として作成しなければならないこととし、③電子情報処理組織を使用する方法による電磁的記録の送達の手続を創設し、④映像と音声の送受信による通話の方法により口頭弁論の期日における手続を行うことを可能とするほか、⑤当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって手続を行う和解期日及び弁論準備手続期日を可能とする。

イ 当事者の申出（双方の申出又は一方の申出及び他方の同意）により、消費者契約に関する訴え等を除いた事件について手続が開始した期日から六月以内に審理を終えるとともに、審理の終結から一月以内に判決の言渡しをする法定審理期間訴訟手続を創設する。

ウ 犯罪被害者等の氏名等が手続の相手方に知られることにより社会生活を営むのに著しい支障が生ずるおそれがあるときに、これを相手方に秘匿することを可能とする。

なお、民事執行、家事事件手続、人事訴訟等についても、所要の規律を整備する。

(2) 民事訴訟費用等に関する法律の一部改正

訴えの提起の手数料等について、原則として現金（具体的な方法は最高裁判所規則で定める。Pay easyによる電子納付を想定）をもって納めなければならないとともに、郵便費用の予納の制度を廃止し、郵便費用に相当する額を、訴え提起の手数料等の一部にする。

(3) 人事訴訟法及び家事事件手続法の一部改正

離婚若しくは離縁の訴えに係る訴訟又は離婚若しくは離縁についての調停において、映像と音声の送受信による方法により手続を行う期日

においても和解の成立等を可能とする。

なお、法律として成立した場合は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされていますが、(1)ウ（秘匿制度の創設）の改正部分（法律案の第一条関係）は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から、(1)ア⑤（双方不出頭の和解期日及び弁論準備手続期日）の改正部分は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から、(1)ア④（オンラインによる口頭弁論）の改正部分は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から、(3)（離婚訴訟・調停におけるオンラインでの和解等）の改正部分は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行されることとされています。

◎民事訴訟法等の一部を改正する法律案

（令和四年三月八日内閣提出）

（法律本文は省略。本則に代えて、新旧対照条文を掲載。）

◎民事訴訟法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

新旧対照条文は別添のとおり

○民事訴訟法(平成八年法律第九号)(第二条関係) 改正案

現行

(傍線部分は改正部分)

目次	目次
第一編 (略)	第一編 (同(七))
第七章 電子情報処理組織による申立て等(第百三十二条の七)	第七章 電子情報処理組織による申立て等(第百三十二条の七)
第八章 当事者に対する住所、氏名等の秘密(第百三十三条)	
第二編 第一審の訴訟手続	第二編 第一審の訴訟手続
第一章 訴え(第百三十四条—第百四十七条)	第一章 訴え(第百三十三条—第百四十七条)
(秘密保護のための閲覧等の制限)	(秘密保護のための閲覧等の制限)
第九十二条 (略)	第九十二条 (同(七))
255 (略)	255 (同(七))
6 第一項の申立て(同項第一号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。次項及び第八項において同じ。)(があった場合において、当該申立て後に第三者がその訴訟への参加をしたとき)	

たときは、裁判所書記官は、当該申立てをした当事者に対し、その参加後直ちに、その参加があった旨を通知しなければならない。ただし、当該申立てを却下する裁判が確定したときは、この限りでない。

7 前項本文の場合において、裁判所書記官は、同項の規定による通知があった日から三週間を経過する日までの間、その参加をした者に第一項の申立てに係る秘密記録部分の閲覧等をさせてはならない。ただし、第百三十三条の二第一項の申立てがなされたときは、この限りでない。

8 前二項の規定は、第六項の参加をした者に第一項の申立てに係る秘密記録部分の閲覧等をさせることについては、同項の申立てをした当事者の全ての同意があるときは、は適用しない。

第八節 当事者に対する住所、氏名等の秘密

「申立人の住所、氏名等の秘密」

第百三十三条 申立て等をする者又はその法定代理人の住所、居所その他の所在する場所(以下この項及び次項において「住所等」といふ。)(の全部又は一部が当事者に知られることにより当該申立て等をする者又は当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき説明があった場合には、裁判所は、申立てにより、決定で、住所等の

全部又は一部を秘密する旨の裁判をすることができる。申立て等をする者又はその法定代理人の氏名その他当該者を特定するに足りる事項(次項において「氏名等」といふ。)(については、同様とする。

2 前項の申立てをするときは、同項の申立て等をする者又はその法定代理人(以下この章において「秘密対象者」といふ。)(の住所等又は氏名等(次条第二項において「秘密事項」といふ。)(その他最高裁判所規則で定める事項を書面により届け出なければならぬ。

3 第一項の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該申立てに係る秘密対象者以外の者は、前項の規定による届出に係る書面(次条において「秘密事項届出書面」といふ。)(の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができない。

4 第二項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができない。

5 裁判所は、秘密対象者の住所又は氏名について第一項の規定(以下この章において「秘密決定」といふ。)(をする場合には、当該秘密決定において、当該秘密対象者の住所又は氏名に代わる事項を定めなければならない。この場合において、その事項を当該事件並びにその事件についての反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分に関する手続において記載したときは、

この法律その他の法令の規定の適用については、当該秘密対象者の住所又は氏名を記載したものとみなす。

「秘密決定があった場合における閲覧等の制限の特則」

第百三十三条の二 秘密決定があった場合には、秘密事項届出書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができる者を当該秘密決定に係る秘密対象者に限り、

1 前項の場合において、裁判所は、申立てにより、決定で、訴訟記録等(訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録をいう。第百三十三条の四第一項及び第二項において同じ。)(中秘密事項届出書面以外のもの)であつて、秘密事項又は秘密事項を推知することができるときは、当該秘密事項又は記録された部分(次項において「秘密事項記録部分」といふ。)(の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を当該秘密決定に係る秘密対象者に限ることができない。

3 前項の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該秘密決定に係る秘密対象者以外の者は、当該秘密事項記録部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができない。

4 第一項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができない。

ことができる。

（送達をすべき場所等の調査委託があつた場合における閲覧等の制限の特則）

第百三十三条の三 裁判所は、当事者又はその法定代理人に対して送達をするため、その者の住所、居所その他送達をすべき場所についての調査を嘱託した場合において、当該嘱託に係る調査結果の報告が記載された書面が閲覧されることにより、当事者又はその法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることが明らかであると認めるときは、決定し当該書面及びこれに基いて送達に關する第百九条の書面その他これに類する書面の閲覧若しくは閲覧又はその開示若しくは抄本の交付の請求をすることができない者を当該当事者又は当該法定代理人に關することができ、当事者又はその法定代理人を特定するため、その者の氏名その他当該者を特定するに足りる事項についての調査を嘱託した場合は、同様とする。

（秘密決定の取消し等）

第百三十三条の四 秘密決定、第百三十三条の二第二項の決定又は前条の決定（次項及び第七項において「秘密決定等」という。）に係る者以外の者は、訴訟記録等の存する裁判所に対し、

（新設）

（新設）

6 第一項の取消し及び第二項の許可の裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第二項の許可の裁判があつたときは、その許可の申立てに係る当事者又はその法定代理人、訴訟代理人若しくは補佐人は、正当な理由なく、その許可により得られた情報を、当該手続の進行の目的以外の目的のために利用し、又は秘密決定等に係る者以外の者に開示してはならない。

第二編 第一審の訴訟手続

第一章 訴え

（訴え提起の方式）  
第百三十四条の二（略）

2（略）

（証書真否確認の訴え）  
第百三十四条の二（略）

（裁判長の訴状審査権）  
第百三十七条 訴状が第百三十四条第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正

第二編 第一審の訴訟手続

第一章 訴え

（訴え提起の方式）  
第百三十二条（同上）

2（同上）

（証書真否確認の訴え）  
第百三十四条（同上）

（裁判長の訴状審査権）  
第百三十七条 訴状が第百三十三条第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正

その要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由としてその決定の取消しの申立てをすることができ、

2 秘密決定等に係る者以外の当事者は、秘密決定等がある場合であつても、自己の攻撃又は防禦に実質的な利益を生ずることがあるときは、訴訟記録等の存する裁判所の許可を得て、第百三十三条の二第一項若しくは第二項又は前条の規定により閲覧若しくは抄本、原本若しくは抄本の交付又はその複製の請求が制限される部分につきその請求をすることができ、

3 裁判所は、前項の規定による許可の申立てがあつた場合において、その原因となる事実につき説明があつたときは、これを許可しなればならぬ。

4 裁判所は、第一項の取消し又は第二項の許可の裁判をするときは、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める者の意見を聴かなければならぬ。

1 秘密決定又は第百三十三条の二第二項の決定に係る裁判をするときは、当該決定に係る秘密対象者  
2 前条の決定に係る裁判をするときは、当該決定に係る当事者又は法定代理人  
5 第一項の取消しの申立て及び第二項の許可の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができ、

○民事訴訟法（平成八年法律第九号）（第一二条関係）  
改正案  
すべきことを命じなければならない。民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い訴えの提起の手数料を納付しない場合も、同様とする。  
2・3（略）

目次

第一編（略）  
第五章（略）  
第四節 送達  
第一款 総則（第九十八条―第一百零一条）  
第二款 書頭の送達（第一百零一条―第一百零八条）  
第三款 留置的記録の送達（第九十九条―第一百零九条の四）  
第四款 公文送達（第一百零九条―第一百三十一条）  
第七章 電子情報処理組織による申立て等（第百三十二条の二）

目次

第一編（同上）  
第五章（同上）  
第四節 送達（第九十八条―第一百零九条）  
第七章 電子情報処理組織による申立て等（第百三十二条の二）

第二編 (略)

第三章 (略)

第一節 口頭弁論(第四百八条―第四百六十条)

第四章 (略)

第五節 書証(第四百九条―第五百一条)

第五節之二 電磁的記録に記録された情報の内容に係る取扱い(第五百二条の二・第五百二条之三)

第六節 検証(第五百三二条・第五百三三条)

第六章 裁判によらない訴訟の完結(第五百六一条―第五百六七条)

第六編 少額訴訟に関する特則(第五百六八条―第五百八十一条)

第七編 法定審理期訴訟手続に関する特則(第五百八十一条)

第八編 (略)

第二編 (同上)

第三章 (同上)

第一節 口頭弁論(第四百八条―第四百六十条)

第四章 (同上)

第五節 書証(第四百九条―第五百一条)

第六節 検証(第五百三二条・第五百三三条)

第六章 裁判によらない訴訟の完結(第五百六一条―第五百六七条)

第六編 少額訴訟に関する特則(第五百六八条―第五百八十一条)

第七編 (同上)

第九編 (略)

第三十二条 (略)

2 被保佐人、被補助人又は後見人その他の法定代理人が次に掲げる訴訟行為をするには、特別の授權がなければならない。

一・二 (略)

三 第三百六十条 第三百六十七條第二項、第三百七十八條第二項及び第三百八十一條の七第二項において準用する場合を含む。(の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意)

(補助参加人の訴訟行為等)

第四十五条 (略)

2 4 (略)

5 次に掲げる請求に関する規定の適用については、補助参加人(当事者が前条第一項の異議を述べた場合において補助参加を許す裁判が確定したものと及び当事者が同条第二項の規定により異議を述べたことなきとみなす)を当事者とみなす。

第九編 (同上)

第三十二条 (同上)

2 被保佐人、被補助人又は後見人その他の法定代理人が次に掲げる訴訟行為をするには、特別の授權がなければならない。

一・二 (同上)

三 第三百六十条 (第三百六十七條第二項及び第三百七十八條第二項において準用する場合を含む。)の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意

(補助参加人の訴訟行為)

第四十五条 (同上)

2 4 (同上)

(新設)

「非電磁的訴訟記録(第九十一条第一項に規定する非電磁的訴訟記録をいう。)(の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(第九十二条第一項において「非電磁的訴訟記録の閲覧等」という。)(の請求)

「電磁的訴訟記録(第九十一条第二項に規定する電磁的訴訟記録をいう。)(の閲覧若しくは謄写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供(第九十二条第一項において「電磁的訴訟記録の閲覧等」という。)(の請求

三 第九十一条の三に規定する訴訟に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供の請求

(訴訟代理権の範囲)

第五十五条 (略)

2 訴訟代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならない。

一・二 (略)

四 第三百六十条 第三百六十七條第二項、第三百七十八條第二項及び第三百八十一條の七第二項において準用する場合を含む。(の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意)

五 (略)

(訴訟代理権の範囲)

第五十五条 (同上)

2 訴訟代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならない。

一・二 (同上)

四 第三百六十条 (第三百六十七條第二項及び第三百七十八條第二項において準用する場合を含む。)の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意

五 (同上)

3・4 (略)

第七十一条 (略)

2 前項の申立ては、訴訟費用の負担の裁判が確定した日から十年以内にしなければならない。

3 第一項の場合において、当事者双方が訴訟費用を負担するときは、最高裁判所規則で定める場合を除き、各当事者の負担すべき費用は、その対当額について相殺があったものとみなす。

4 5 7 (略)

8 第五項の異議の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(和解の場合の費用額の確定手続)

第七十二条 当事者が裁判所において和解をした場合において、和解の費用又は訴訟費用の負担を定め、その額を定めなかったときは、その額は、申立てにより、第一審裁判所(第二百七十五条の和解にあっては、和解が成立した裁判所)の裁判所書記官が定める。この場合においては、前条第二項から第八項までの規定を準用する。

3・4 (同上)

(訴訟費用額の確定手続)

第七十一条 (同上)

(新設)

2 前項の場合において、当事者双方が訴訟費用を負担するときは、最高裁判所規則で定める場合を除き、各当事者の負担すべき費用は、その対当額について相殺があったものとみなす。

3 5 6 (同上)

7 第四項の異議の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(和解の場合の費用額の確定手続)

第七十二条 当事者が裁判所において和解をした場合において、和解の費用又は訴訟費用の負担を定め、その額を定めなかったときは、その額は、申立てにより、第一審裁判所(第二百七十五条の和解にあっては、和解が成立した裁判所)の裁判所書記官が定める。この場合においては、前条第二項から第七項までの規定を準用する。





案第一項、第三項及び第四項の説明又は発問をさせることができる。

(受命裁判官等の権限)

第九十二条の七 受命裁判官又は受託裁判官が第九十二条の二第一項、第三項及び第四項の手続を行う場合には、同条から第九十二条の四まで及び第九十二条の五第二項の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、第九十二条の二第三項の手続を行う場合には、専門委員を手続に関与させる決定、その決定の取消し及び専門委員の指定は、受託裁判所とする。

(知的財産に関する事件における裁判所調査官の職務)

第九十二条の八 裁判所は、必要があると認めるときは、高等裁判所又は地方裁判所において知的財産に関する事件の審理及び裁判に關して調査を行う裁判所調査官に、当該事件において次に掲げる事務を行わせることができる。この場合において、当該裁判所調査官は、裁判長の命を受けて、当該事務を行うものとする。

一次に掲げる期日又は手続において、訴訟関係を明瞭にするため、事実上及び法律上の事項に關し、当事者に対して問いを發し、又は立証を促すこと。

(受命裁判官等の権限)

第九十二条の七 受命裁判官又は受託裁判官が第九十二条の二各項の手続を行う場合には、同条から第九十二条の四まで及び第九十二条の五第二項の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、第九十二条の二第二項の手続を行う場合には、専門委員を手続に関与させる決定、その決定の取消し及び専門委員の指定は、受託裁判所とする。

(知的財産に関する事件における裁判所調査官の職務)

第九十二条の八 裁判所は、必要があると認めるときは、高等裁判所又は地方裁判所において知的財産に関する事件の審理及び裁判に關して調査を行う裁判所調査官に、当該事件において次に掲げる事務を行わせることができる。この場合において、当該裁判所調査官は、裁判長の命を受けて、当該事務を行うものとする。

一次に掲げる期日又は手続において、訴訟関係を明瞭にするため、事実上及び法律上の事項に關し、当事者に対して問いを發し、又は立証を促すこと。

同条各項の説明又は発問をさせることができる。

裁判所書記官は、電子呼出状を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならぬ。

3 第一項各号に規定する方法以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出席しない当事者、証人又は鑑定人に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を拂うことができない。ただし、これらの者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(訴訟行為の追完)

第九十七条 当事者が裁判所に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により不変期間を遵守することができなかった場合には、その事由が消滅した後一週間以内に限り、不変期間内につき訴訟行為の追完をすることができる。ただし、外国に在る当事者については、この期間は、二月とする。

第四節 送達

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出席しない当事者、証人又は鑑定人に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を拂うことができない。ただし、これらの者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(訴訟行為の追完)

第九十七条 当事者がその責めに帰することができない事由により不変期間を遵守することができなかった場合には、その事由が消滅した後一週間以内に限り、不変期間内につき訴訟行為の追完をすることができる。ただし、外国に在る当事者については、この期間は、二月とする。

第四節 送達

イ・ロ (略)

ハ 文書若しくは電磁的記録の提出義務又は検証の目的の提示義務の有無を判断するための手続

ニ (略)

二一四 (略)

(期日の指定及び変更)

第九十三条 期日の指定及び変更は、申立てにより又は職権で、裁判長が行う。

2 4 (略)

(期日の呼出し)

第九十四条 期日の呼出しは、次の各号のいずれかに掲げる方法その他相当と認める方法によつてする。

- 一 ファイルに記録された電子呼出状(裁判所書記官が、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判長が指定した期日に出席すべき旨を告知するために出頭すべき者において出頭すべき口時及び場所を記録して作成した電磁的記録をいう)及び第二百五十六条第三項において同じ。)を出頭すべき者に対して送達する方法
- 二 当該事件について出頭した者に対して期日の告知をする方

イ・ロ (同上)

ハ 文書の提出義務又は検証の目的の提示義務の有無を判断するための手続

ニ (同上)

二一四 (同上)

(期日の指定及び変更)

第九十三条 期日は、申立てにより又は職権で、裁判長が指定する。

2 4 (同上)

(期日の呼出し)

第九十四条 期日の呼出しは、呼出状の送達(当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする)。

(新設)

- 一 裁判所書記官は、電子呼出状を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならぬ。
- 二 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出席しない当事者、証人又は鑑定人に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を拂うことができない。ただし、これらの者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

第一款 総則

(職権送達原則等) 第九十八条 (略)

2 (略)

(訴訟無能力者等に対する送達)

第九十九条 訴訟無能力者に対する送達は、その法定代理人に一人が行うことができる。

2 刑罰施設に収容されている者に対する送達は、その一人にすれば足りる。

3 刑事施設に収容されている者に対する送達は、刑事施設の長にする。

(送達報告書)

第一百条 送達をした者は、書面を作成し、送達に関する事項を記載して、これを裁判所に提出しなければならない。

2 前項の場合において、送達をした者は、同項の規定による書面の提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録し、又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出することとする。

(新設)

(職権送達原則等) 第九十八条 (同上)

2 (同上)

(送達実施機関)

第九十九条 送達は、特別の定めがある場合を除き、郵便又は執行官によつてする。

2 郵便による送達にあつては、郵便の業務に従事する者を送達をする者とする。

(裁判所書記官による送達)

第一百条 裁判所書記官は、その所属する裁判所の事件について出頭した者に対しては、自ら送達をすることとする。









「第三項並びに第九十一條の三中」當事者及び利害關係を表明した第三者」とあるのは「申立人及び相手方」と、第九十一條第四項中「當事者又は利害關係を表明した第三者」とあるのは「申立人又は相手方」と読み替へるものとする。

【電子情報処理組織による申立て等】

第百三十二條の十 民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述(以下「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、原本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報に記載された紙その他の有体物をいう。以下この章において同じ。)をもつてするものとされているものであつて、裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)(については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して当該書面等に記載すべき事項をファイルに記載する方法により行うことができる。

第百三十二條の十一 民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述(以下「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、原本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報に記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所が定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)(については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所における電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申立て等をする者又は第三百九十九條第一項の規定による処分告知を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第百九十七條から第四百一十條までにおいて同じ。)を用いてするものとができる。ただし、督促手続に関する申立て等であつて、支

2 前項の方法によりされた申立て等(以下この条において「電子情報処理組織を使用する申立て等」という。)(については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該法令その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 電子情報処理組織を使用する申立て等は、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る事項がファイルに記載された時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。以下この項において同じ。)(をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 電子情報処理組織を使用する申立て等がされたときは、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る送達は、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る法令の規定にかかわらず、当該電子情報処理組織を使用する申立て等によりファイルに記録された情報内容を書面に出力しなければならない。

私督促の申立てが書面をもつてされたものについては、この限りでない。

2 前項本文の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項本文の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(の)の記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項本文の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。以下この項において同じ。)(をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項本文の規定によりされた申立て等(督促手続における申立て等を除く。次項において同じ。)(が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報内容を書面に出力しなければならない。

に記録された事項に係る電磁的記録の送達によつてする。

【電子情報処理組織による申立て等の特例】

第百三十二條の十一 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事件の申立て等をするときは、前条第一項の方法により行つたものとみなして、当該申立て等をするものとして、口頭ですることができる申立て等(以下「口頭でする」という。)(については、口頭でするときは、この限りでない。

一 訴訟代理人のうち委任を受けたもの(第五十四條第一項ただし書の許可を得て訴訟代理人となつたものを除く。)(当該委任を受けた事件)

二 國の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和三十二年法律第九十四号)(第二條、第五條第一項、第六條第二項、第六條の二第四項若しくは第五項、第六條の三第四項若しくは第五項又は第七條第三項の規定による指定を受けた者。当該指定の対象となつた事件)

61 第一項本文の規定によりされた申立て等に係る第九十一條第一項又は第三項の規定による訴訟記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、原本若しくは抄本の交付(第四百一一条において「訴訟記録の閲覧等」という。)(は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も同様とする。

(新設)

地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)(第五百三十二條)

第一項の規定による委任を受けた職員。当該委任を受けた事件

2 前項各号に掲げる者は、第九十九條の二第一項ただし書の届出をしなければならない。

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる者が裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができない場合には、適用しない。

【書面等による申立て等】

第百三十二條の十二 申立て等が書面等により行われたとき(前条第一項の規定に違反して行われたときを除く。)(は、裁判所書記官は、当該書面に記載された事項(次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を除く。)(をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

一 当該申立て等に係る書面等(以下「書面等」という。)(が第九十一條第一項の申立て(同項第三号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。)(がされた場合において、当該書面等に記載された営業秘密がその訴訟の進行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにな

(新設)

より、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれあり、これを防止するため裁判所が特に必要があるとき、当該同項の申立てが却下されたとき又は当該同項の申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。）当該書面等に記載された営業秘密

二 書面等により第百二十三条第二項の規定による届出があった場合、当該書面等に記載された事項

三 当該申立て等に係る書面等について、当該申立て等と同一の第百二十三条第二項の申立てがされた場合において、裁判所が必要があると認めるとき（当該同項の申立てが却下されたとき又は当該同項の申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。）当該書面等に記載された事項

四 規定する秘密事項記載部分

前項の規定によりその記載された事項がファイルに記載された書面等による申立て等に係る送達は、当該申立て等に係る法令の規定にかかわらず、同項の規定によりファイルに記載された事項に係る電磁的記録の送達をもって代えることができる。前項の方法により行われた申立て等に係る送達については、当該申立て等に関する法令の規定に規定する送達の方法により行われたものとみなし、当該送達に関する法令その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

書面等に記録された事項のファイルへの記録等

第百二十二条の十三 裁判所書記官は、前条第一項に規定する申立て等に係る書面等のほか、民事訴訟に関する手続においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録された事項（次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を除く。）をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

一 当該書面等又は当該記録媒体について、これらの提出と同一の第百二十二条第一項の申立て（同項第二号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。）がされた場合において、当該書面等若しくは当該記録媒体に記載され、若しくは記録された営業秘密がその訴訟の進行の目的以外で利用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれあり、これを防止するため裁判所が特に必要があると認めるとき

二 当該申立てが却下されたとき又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。三 当該書面等又は当該記録媒体に記載され、又は記録された営業秘密

四 当該記録媒体を提出する方法により営業秘密第一項の規定による届出があった場合、当該記録媒体に記載された事項

(新設)

三 当該書面等又は当該記録媒体について、これらの提出と同一の第百二十三条第二項の申立てがされた場合において、裁判所が必要があると認めるとき、当該申立てが却下されたとき又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。）当該書面等又は当該記録媒体に記載され、又は記録された事項

四 第百三十三条第三項の規定による決定があった場合において、裁判所が必要があると認めるとき、当該決定に係る書面等及び電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録された事項

第八章 当事者に対する住所、氏名等の秘密

第百三十三条 (略)

一 前項の申立てをするときは、同項の申立て等をする者又はその法定代理人（以下この章において「秘密対象者」という。）の住所等又は氏名等（次条第二項において「秘密事項」という。）その他最高裁判所規則で定める事項を審面その他最高裁判所規則で定める方法により届け出なければならない。

二 第一項の申立てがあったときは、その申立てについての裁判

が確定するまで、当該申立てに係る秘密対象者以外の者は、訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条第四項の処分申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。）申前項の規定による届出に係る部分（次条において「秘密事項届出部分」という。）について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。）の請求をすることができない。

三 裁判所は、秘密対象者の住所又は氏名について第一項の決定（以下この章において「秘密決定」という。）をする場合には、当該秘密決定において、当該秘密対象者の住所又は氏名に代わる事項を定めなければならない。この場合において、その事項を当該事件並びにその事件についての反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分に関する手続において記載し、又は記録したときは、この法律その他の法令の規定の適用については、当該秘密対象者の住所又は氏名を記載し、又は記録したものとみなす。

（秘密決定があった場合における閲覧等の制限の特則）

第百三十三条の二 秘密決定があった場合には、秘密事項届出部分に係る訴訟記録等の閲覧等の請求をすることができる者を当

（申立人の住所、氏名等の秘密）

第百三十三条 (同上)

一 前項の申立てをするときは、同項の申立て等をする者又はその法定代理人（以下この章において「秘密対象者」という。）の住所等又は氏名等（次条第二項において「秘密事項」という。）その他最高裁判所規則で定める事項を審面により届け出なければならない。

二 第一項の申立てがあったときは、その申立てについての裁判

が確定するまで、当該申立てに係る秘密対象者以外の者は、前項の規定による届出に係る書面（次条において「秘密事項届出書面」という。）の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができない。

三 裁判所は、秘密対象者の住所又は氏名について第一項の決定（以下この章において「秘密決定」という。）をする場合には、当該秘密決定において、当該秘密対象者の住所又は氏名に代わる事項を定めなければならない。この場合において、その事項を当該事件並びにその事件についての反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分に関する手続において記載したときは、この法律その他の法令の規定の適用については、当該秘密対象者の住所又は氏名を記載したものとみなす。

（秘密決定があった場合における閲覧等の制限の特則）

第百三十三条の二 秘密決定があった場合には、秘密事項届出部分の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求

該秘密決定に係る秘密対象者に限る。

2 前項の場合において、裁判所は、申立てにより、決定で、訴訟記録等中秘密事項項目部分以外のものをもって秘密事項又は秘密事項を推知することができる事項が記載され、又は記録された部分（以下この条において「秘密事項記載部分」という。）に係る訴訟記録等の閲覧等の請求をすることができる者が当該秘密決定に係る秘密対象者に限ることができる。

3 前項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該秘密決定に係る秘密対象者以外の者は、当該秘密事項記載部分に係る訴訟記録等の閲覧等の請求をすることができない。

4 (略)

5 裁判所は、第二項の申立てがあつた場合において、必要があつた認めるときは、電磁的訴訟記録等（電磁的訴訟記録又は前条第二十三條の四第一項の処分申立てに係る事件の記録中プロファイル記録事項に係る部分）を、以下二項及び次項において同じ。中当該秘密事項記載部分につき、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録することにより、当該部分

をすることができるときは、当該秘密決定に係る秘密対象者に限る。

2 前項の場合において、裁判所は、申立てにより、決定で、訴訟記録等（訴訟記録又は前条第二十三條の四第一項の申立てに係る事件の記録をいう。前条第二十三條の四第一項及び前条二項において同じ。）中秘密事項項目部分以外のものをもって秘密事項又は秘密事項を推知することができる事項が記載され、又は記録された部分（以下この条において「秘密事項記載部分」という。）の閲覧若しくは閲覧等、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者が当該秘密決定に係る秘密対象者に限ることができる。

3 前項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該秘密決定に係る秘密対象者以外の者は、当該秘密事項記載部分の閲覧若しくは閲覧等、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができない。

4 (同上)

(新設)

るため、その者の氏名その他当該者を特定するに足りる事項についての調査を嘱託した場合についても、同様とする。

2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による決定があつた場合において準用する。

(秘密決定の取消し等)  
第百三十三條の四 秘密決定、第百三十三條の二第二項の決定又は前条第一項の決定（次項及び第七項において「秘密決定等」という。）に係る者以外の者は、訴訟記録等の存する裁判所に對し、その要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことと理由として、その決定の取消しを申立てをすることができる。

2 秘密決定等に係る者以外の当事者は、秘密決定等がある場合であっても、自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、訴訟記録等の存する裁判所の許可を得て、第百三十三條の二第二項若しくは前条第一項の規定により訴訟記録等の閲覧等の請求が制限される部分につきその請求をすることができる。

3 17 (略)

(裁判長の訴状審査権)  
第百三十七條 訴状が第百三十四條第二項の規定に違反する場合

足りる事項についての調査を嘱託した場合についても、同様とする。

(新設)

(秘密決定の取消し等)  
第百三十三條の四 秘密決定、第百三十三條の二第二項の決定又は前条の決定（次項及び第七項において「秘密決定等」という。）に係る者以外の者は、訴訟記録等の存する裁判所に對し、その要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことと理由として、その決定の取消しを申立てをすることができる。

2 秘密決定等に係る者以外の当事者は、秘密決定等がある場合であっても、自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、訴訟記録等の存する裁判所の許可を得て、第百三十三條の二第二項若しくは前条の規定により閲覧若しくは閲覧等、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求が制限される部分につきその請求をすることができる。

3 17 (同上)

(裁判長の訴状審査権)  
第百三十七條 訴状が第百三十四條第二項の規定に違反する場合

を電磁的訴訟記録等から消去する措置その他の当該秘密事項記載部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができる。

6 前項の規定による電磁的訴訟記録等から消去する措置が講じられた場合において、その後第二項の申立てを却下する裁判が確定したときは、又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときは、裁判所書記官は、当該秘密事項記載部分をファイルに記録しなければならぬ。

(送達をすべき場所等の調査嘱託があつた場合における閲覧等の制限の特則)  
第百三十三條の二 裁判所は、当事者又はその法定代理人に對して送達をするため、その者の住所、居所その他送達をすべき場所についての調査を嘱託した場合において、当該嘱託に係る調査結果の報告が記載された書面又は電磁的記録が閲覧されることにより、当事者又はその法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずることが明らかであるときは、決定で、当該書面又は電磁的記録及びこれに基づいてされた送達に関する第百九條の書面又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録に係る訴訟記録等の閲覧等の請求をすることができるときは、その者の氏名その他当該者を特定するに

(送達をすべき場所等の調査嘱託があつた場合における閲覧等の制限の特則)  
第百三十三條の三 裁判所は、当事者又はその法定代理人に對して送達をするため、その者の住所、居所その他送達をすべき場所についての調査を嘱託した場合において、当該嘱託に係る調査結果の報告が記載された書面が閲覧されることにより、当事者又はその法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずることが明らかであるとき、決定で、当該書面及びこれに基づいてされた送達に関する第百九條の書面その他これに類する書面の閲覧若しくは閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができるときは、当該当事者又は当該法定代理人に對して送達をすることができるときは、その者の氏名その他当該者を特定するに

には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。

2 3 (略)

(訴えの提起の手数料の納付がない場合の訴状却下)  
第百三十七條の二 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い訴えの提起の手数料を納付しなかつた場合は、裁判所書記官は、相当の期間を定め、その期間内に当該手数料を納付すべきことを命ずる処分をしなければならない。

2 前項の処分は、相当に定める方法で告知することによつて、その効力を生ずる。

3 前項の処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならない。

4 前項の異議の申立ては、執行停止の効力を有する。

5 裁判所は、第三項の異議の申立てがあつた場合において、第一項の処分において納付を命じた額を超える額の訴えの提起の手数料を納付すべきと認めるときは、相当の期間を定め、その期間内に当該額を納付すべきことを命じなければならない。

6 第一項又は前項の場合において、原告が納付を命じられた手

には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い訴えの提起の手数料を納付しなかつた場合も、同様とする。

2 3 (同上)

(新設)

(新設)

敷料を納付しないときは、裁判長は、命令で、訴状を却下しなければならぬ。

7) 前項の命令に対しては、即時抗告をすることができない。ただし、即時抗告をした者が、その者において相当と認められる訴訟の目的の範囲に応じて算出される民事訴訟費用等に関する法律の規定による訴えの提起の敷料を納付しないときは、この限りでない。

8) 前項ただし書の場合には、原裁判所は、その即時抗告を却下しななければならない。

9) 前項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(訴状の送達)

第百三十八条 (略)

2 第百三十七条の規定は、訴状の送達をすることができない場合(訴状の送達に必要な費用を予納しない場合を含む。)について準用する。

(釈明処分)

第百五十一条 裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、次に掲げる処分をすることができる。

一・二 (略)

第百三十八条 (同上)

2 前条の規定は、訴状の送達をすることができない場合(訴状の送達に必要な費用を予納しない場合を含む。)について準用する。

(釈明処分)

第百五十一条 裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、次に掲げる処分をすることができる。

一・二 (同上)

三 訴訟書類若しくは訴訟において引用した文書その他の物件で当事者の所持するもの又は訴訟においてその記録された情報の内容を引用した電磁的記録で当事者が利用する権限を有するものを提出させること。

四 (略)

2) 前項の規定による電磁的記録の提出は、最高裁判所規則で定めることにより、電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行う。

3) 第一項の規定により提出された文書及び前項の規定により提出された電磁的記録については、第百三十二条の十三の規定は適用しない。

4) 第一項に規定する検証、鑑定及び調査の嘱託については、証拠調べに関する規定を準用する。

(通訳人の立会い等)

第百五十四条 (略)

2) 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が通訳人との間で映像伝送受信により相手の状態を相互に認識しながら通訳をすることができる方法によって、通訳人に通訳をさせることができる。この場合において、当該方法によ

三 訴訟書類又は訴訟において引用した文書その他の物件で当事者の所持するものを提出させること。

四一六 (同七)

四一七 (略)

(新設)

2) 前項に規定する検証、鑑定及び調査の嘱託については、証拠調べに関する規定を準用する。

(通訳人の立会い等)

第百五十四条 (同上)

(新設)

る(こと)に困難な事情があるときは、裁判所及び当事者双方が通訳人との間で音質の送受信により同時に通訳をすることができる方法によつて行うことができる。

3) (略)

(口頭弁論に係る電子調書の作成等)

第百六十条 裁判所書記官は、口頭弁論について、期日ごとに、最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

2) 裁判所書記官は、前項の規定により電子調書を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

3) 前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に当事者その他の関係人が異議を述べたときは、最高裁判所規則で定めるところにより、その異議があった旨を明らかにする措置を講じなければならない。

4) 口頭弁論の方式に関する規定の遵守は、第二項の規定によりファイルに記録された電子調書によつてのみ証明することができる。ただし、当該電子調書が滅失したときは、この限りでない。

(新設)

2) 調書の記載について当事者その他の関係人が異議を述べたときは、調書にその旨を記載しなければならない。

3) 口頭弁論の方式に関する規定の遵守は、調書によつてのみ証明することができる。ただし、調書が滅失したときは、この限りでない。

2) (同上)

(口頭弁論調書)

第百六十条 裁判所書記官は、口頭弁論について、期日ごとに調書を作成しなければならない。

(準備書面)

第百六十一条 (略)

2) (同上)

(新設)

3) 相手方が在廷していない口頭弁論においては、準備書面(相手方に送達されたもの又は相手方からの準備書面を受領した旨を記載した書面が提出されたものに限る。)に記載した事実

(口頭弁論に係る電子調書の更正)

第百六十条の二 前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権により、いつでも更正することができる。

2) 前項の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイルに記録しなければならない。

3) 第七十一条第四項、第五項及び第八項の規定は、第一項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する処分及びこれらに対する異議の申立てについて準用する。

(準備書面)

第百六十一条 (略)

2) (略)

3) 相手方が在廷していない口頭弁論においては、次の各号のいずれかに該当する準備書面に記載した事実でなければ、主張することができない。

(新設)

2) 相手方が在廷していない口頭弁論においては、準備書面(相手方に送達されたもの又は相手方からの準備書面を受領した旨を記載した書面が提出されたものに限る。)に記載した事実

(準備書面)

第百六十一条 (同上)

2) (同上)

1 相手方に送達された準備書面

2 相手方からその準備書面を受領した旨を記載した書面が提出された場合における当該準備書面

3 相手方が第九十一条第二項の規定により準備書面の閲覧をし、又は同条第二項の規定により準備書面の複写をした場合における当該準備書面

(準備書面等の提出期間)

第六十二条 (略)

2 前項の規定により定められた期間の経過後に準備書面の提出又は証拠の申出をする当事者は、裁判所に対し、その期間を遵守することができなかつた理由を説明しなければならない。

(当事者照会)

第六十三条 当事者は、訴訟の係属中、相手方に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面により、又は相手方の選択により書面若しくは電磁的方法のいずれかにより回答するよう、書面により照会をすることができ、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一六 (略)

でなければ、主張することができない。

(新設)

(新設)

(新設)

(準備書面等の提出期間)

第六十二条 (同上)

(新設)

(当事者照会)

第六十三条 当事者は、訴訟の係属中、相手方に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができ、ただし、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一六 (同上)

3 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音聲の送受信により同時に通話を行うことができる方法によつて、弁論準備手続の期日における手続を行うことができる。

4・5 (略)

(受命裁判官による弁論準備手続)

第七十一条 (略)

3 弁論準備手続を行う受命裁判官は、第八十六条第一項の規定による調査の囑託、鑑定等の囑託、文書(第二百三十一条に規定する物件を含む。)を提出してする書証の申出及び電磁的記録を提出してする証拠調への申出並びに文書(第二百二十九条第一項及び第二百三十一条に規定する物件を含む。)及び電磁的記録の送付の囑託についての裁判をすることができる。

3 裁判所は、当事者が連属の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音聲の送受信により同時に通話を行うことができる方法によつて、弁論準備手続の期日における手続を行うことができる。ただし、当事者の一方がその期日に出頭した場合には限る。

4・5 (同上)

(受命裁判官による弁論準備手続)

第七十一条 (同上)

3 弁論準備手続を行う受命裁判官は、第八十六条の規定による調査の囑託、鑑定等の囑託、文書(第二百三十一条に規定する物件を含む。)を提出してする書証の申出及び文書(第二百二十九条第二項及び第二百三十一条に規定する物件を含む。)の送付の囑託についての裁判をすることができる。

2 当事者は、前項の規定による書面による照会を代えて、相手方の承諾を得て、電磁的方法により照会をすることができる。

3 相手方(第一項の規定により書面又は電磁的方法のいずれかにより回答するよう照会を受けたものを除く。)は、同項の規定による書面による回答に代えて、当事者の承諾を得て、電磁的方法により回答をすることができる。

(当事者の不出頭等による終了)

第六十六条 当事者が期日に出頭せず、又は第六十二条第一項の規定により定められた期間内に準備書面の提出若しくは証拠の申出をしないときは、裁判所は、準備的口頭弁論を終了することができる。

(弁論準備手続における訴訟行為等)

第七十条 (略)

2 裁判所は、弁論準備手続の期日において、証拠の申出に関する裁判その他の口頭弁論の期日外においてすることができる裁判(文書)第二百三十一条に規定する物件を含む。)の証拠調べ(第二百三十一条第二項に規定する電磁的記録に記載された情報の内容に係る証拠調べ並びに第八十六条第二項、第九十五条第三項、第九十七条第二項において準用する場合)

(新設)

(新設)

(当事者の不出頭等による終了)

第六十六条 当事者が期日に出頭せず、又は第六十二条の規定により定められた期間内に準備書面の提出若しくは証拠の申出をしないときは、裁判所は、準備的口頭弁論を終了することができる。

(弁論準備手続における訴訟行為等)

第七十条 (同上)

2 裁判所は、弁論準備手続の期日において、証拠の申出に関する裁判及び文書(第二百三十一条に規定する物件を含む。)の証拠調べをすることができる。

(書面による準備手続の開始)

第七十五条 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を書面による準備手続(当事者の出頭なしに準備書面の提出等により争点及び証拠の整理をする手続をいう。以下同じ。)に付することができる。

(書面による準備手続の方法等)

第七十六条 (前略)

裁判長は、書面による準備手続を行う場合には、第六十二条第一項に規定する期間を定めなければならない。

2 裁判所は、書面による準備手続を行う場合においては、必要があるとき、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音聲の送受信により同時に通話を行うことができる方法によつて、争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のため必要な事項と協議をすることができる。この場合においては、協議の結果を裁判所書記官に記録させることができる。

3 裁判所は、必要があるとき、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音聲の送受信により同時に通話を行うことができる方法によつて、争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のため必要な事項と協議をすることができる。この場合においては、協議の結果を裁判所書記官に記録させることができる。

4 裁判所は、必要があるとき、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音聲の送受信により同時に通話を行うことができる方法によつて、争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のため必要な事項と協議をすることができる。この場合においては、協議の結果を裁判所書記官に記録させることができる。

2 裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音聲の送受信により同時に通話を行うことができる方法によつて、争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のため必要な事項と協議をすることができる。この場合においては、協議の結果を裁判所書記官に記録させることができる。

3 裁判所は、必要があるとき、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音聲の送受信により同時に通話を行うことができる方法によつて、争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のため必要な事項と協議をすることができる。この場合においては、協議の結果を裁判所書記官に記録させることができる。

4 裁判所は、必要があるとき、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音聲の送受信により同時に通話を行うことができる方法によつて、争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のため必要な事項と協議をすることができる。この場合においては、協議の結果を裁判所書記官に記録させることができる。

2 裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音聲の送受信により同時に通話を行うことができる方法によつて、争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のため必要な事項と協議をすることができる。この場合においては、協議の結果を裁判所書記官に記録させることができる。

3 裁判所は、必要があるとき、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音聲の送受信により同時に通話を行うことができる方法によつて、争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のため必要な事項と協議をすることができる。この場合においては、協議の結果を裁判所書記官に記録させることができる。

4 裁判所は、必要があるとき、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音聲の送受信により同時に通話を行うことができる方法によつて、争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のため必要な事項と協議をすることができる。この場合においては、協議の結果を裁判所書記官に記録させることができる。

、書面による準備手続について準用する。

（受命裁判官による準備手続）

第百七十六條の二 裁判所は、受命裁判官に書面による準備手続を行わせることができる。

2 書面による準備手続を受命裁判官が行う場合には、前条の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、同条第三項において準用する第百五十条の規定による異議についての裁判は、受命裁判官が行う。

（書面による準備手続終了後の攻撃防御方法の提出）

第百七十八條 書面による準備手続を終結した案件について、口頭争論の期日において、第百七十六條第三項において準用する第百六十五條第二項の書面に記載した事項の陳述がされ、又は前条の規定による確認がされた後に攻撃又は防御の方法を提出した当事者は、相手方の求めがあるときは、相手方に対し、その陳述又は確認前にこれを提出することができなかった理由を説明しなければならない。

（裁判所外における証拠調べ）

第百八十五條（略）

五条第二項の規定は、書面による準備手続について準用する。

（新設）

（書面による準備手続終了後の攻撃防御方法の提出）

第百七十八條 書面による準備手続を終結した案件について、口頭争論の期日において、第百七十六條第四項において準用する第百六十五條第二項の書面に記載した事項の陳述がされ、又は前条の規定による確認がされた後に攻撃又は防御の方法を提出した当事者は、相手方の求めがあるときは、相手方に対し、その陳述又は確認前にこれを提出することができなかった理由を説明しなければならない。

（裁判所外における証拠調べ）

第百八十五條（同上）

2 (略)

3 裁判所（第一項の規定により職務を行う受命裁判官及び前二項に規定する嘱託により職務を行う受託裁判官を含む。）は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識し、かつ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって、第一項の規定による証拠調べの手続を行うことができる。

（調査の嘱託）

第百八十六條（略）

2 裁判所は、当事者に対し、前項の嘱託に係る調査の結果の提示をしなければならない。

（参考人等の審尋）

第百八十七條（略）

3 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって、参考人を審尋することができる。この場合において、当事者双方に異議がないときは、裁判所及び当事者双方と参考人とが音声の送受信により同時に通話することができる方法によって、参考人を

2 (同上)

（新設）

（調査の嘱託）

第百八十六條（同上）

（新設）

（参考人等の審尋）

第百八十七條（同上）

2 (同上)

（新設）

審尋することができる。

4 前項の規定は、当事者本人を審尋する場合について準用する。

（審判に基づく陳述の禁止）

第百二十九條 証人は、審判に基いて陳述することができない。ただし、裁判長の許可を受けたときは、この限りでない。

（映像等の送受信による通話の方法による審問）

第百四條 裁判所は、次に掲げる場合であつて、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって、証人の審問をすることができる。

- 一 証人の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、証人が受託裁判官に出頭することが困難であると認められる場合
二 事案の性質、証人の年齢又は心身の状態、証人と当事者本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、証人が裁判長及び当事者が証人を尋問するために在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる場合
三 当事者に異議がない場合

（新設）

（審判に基づく陳述の禁止）

第百二十九條 証人は、審判に基いて陳述することができない。ただし、裁判長の許可を受けたときは、この限りでない。

（映像等の送受信による通話の方法による審問）

第百四條 裁判所は、次に掲げる場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって、証人の審問をすることができる。

- 一 証人が遠隔の地に居住するとき
二 事案の性質、証人の年齢又は心身の状態、証人と当事者本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、証人が裁判長及び当事者が証人を尋問するために在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる場合であつて、相当と認めるとき

（新設）

（審問に代わる書面の提出）

第百二十五條 裁判所は、当事者に異議がない場合であつて、相当と認めるときは、証人の審問に代え、書面の提出をさせることができる。

2 証人は、前項の規定による書面の提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記載し、又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出することができる。この場合において、当該証人は、同項の書面を提出したものとみなす。

3 裁判所は、当事者に対し、第一項の書面に記載された事項又は前項の規定によりファイルに記載された事項若しくは同項の記録媒体に記載された事項の提示をしなければならない。

（鑑定人の陳述の方式等）

第百二十五條（略）

2 前項の鑑定人は、同項の規定により書面で意見を述べたことにより、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記載する方法又は当該書面に記載すべき事

（審問に代わる書面の提出）

第百二十五條 裁判所は、相当と認めるときは、当事者に異議がないときは、証人の審問に代え、書面の提出をさせることができる。

（新設）

（新設）

（鑑定人の陳述の方式等）

第百二十五條（同上）

（新設）

項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法により意見を述べることができる。この場合において、鑑定人は同項の規定により書面で意見を述べたものとみなす。

4 裁判所は、当事者に対し、第一項の書面に記載された事項又は第二項の規定によりファイルに記載された事項若しくは同項の記録媒体に記載された事項の提示をしなければならぬ。

(映像等の送受信による通話の方法による陳述)  
第二百五十五条の三 裁判所は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合において、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって、意見を述べさせることができる。

(鑑定人の嘱託)  
第二百十八条 (略)

2 前項の場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、官庁、公署又は法人の指定した者に鑑定の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録の説明をさせることができる。

3 第一項の場合において、裁判所は、当事者に対し、同項の嘱託に係る鑑定の結果の提示をしなければならない。

2 (同上)  
(新設)

(映像等の送受信による通話の方法による陳述)  
第二百五十五条の三 裁判所は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合において、鑑定人が遺囑の地に居住しているときその他相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、両当事者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって、意見を述べさせることができる。

(鑑定人の嘱託)  
第二百十八条 (同上)

2 前項の場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、官庁、公署又は法人の指定した者に鑑定書の説明をさせることができる。

(新設)

立でなければならない。

2 前項の規定による電磁的記録の提出は、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法により行う。

(電磁的記録の活用等)  
第二百三十一条の三 第二百二十条から第二百二十八条まで(同条第四項を除く。)及び第二百三十条の規定は、前条第一項の証拠調べににおいて準用する。この場合において、第二百二十条、第二百三十一条第一項第三号、第二百三十二条、第二百三十一条第四項及び第六項まで並びに第二百二十六条中「文書の所持者」とあるのは「電磁的記録を利用する権限を有する者」と、第二百三十一条第一号中「文書を自ら所持する」とあるのは「電磁的記録を利用する権限を自ら有する」と、同条第三号中「引渡」とあるのは「提供」と、同条第四号中「所持する文書」とあるのは「利用する権限を有する電磁的記録」と、同号中「書類」とあるのは「電磁的記録」と、文書」とあるのは「記録媒体に記載された電磁的記録」と、第二百三十一条(見出しを含む。)、第二百三十二条、第二百三十一条の見出し、同条第一項、第三項、第六項及び第七項、第二百三十二条の見出し及び同条第一項並びに第二百三十五条の見出し及び同条第一項中「文書提出命令」とあるのは「電磁的記録提出命令」と、第二百二十四条第一項及び第三項中「文書の記録」とあるのは「電磁的記録に記載された情報の内容」と、第二百二十六条中「第二項」とあるのは「第二項」と、同条第二項中「文書」とあるのは「電磁的記録を記録した記録媒体」と、第二百二十八条第三項中「公文書」とあるのは「公務所又は公務員が作成した電磁的記録」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第二百三十一条第一項の命令に係る電磁的記録の提出及び前項において準用する第二百二十六条の規定に係る電磁的記録の送付は、最高裁判所規則で定めるところにより、当該電磁的記録を記録した記録媒体を提出し、若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行う。

(新設)

2 前項において準用する第二百三十一条第一項の命令に係る電磁的記録の提出及び前項において準用する第二百二十六条の規定に係る電磁的記録の送付は、最高裁判所規則で定めるところにより、当該電磁的記録を記録した記録媒体を提出し、若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行う。

(新設)

(新設)

(新設)

第六節 検証

第六節 検証

第六節 検証

第六節 検証

第六節 検証

第六節 検証

第六節 検証

第六節 検証

第六節 検証

第六節 検証

2 提出又は送付に係る文書については、第二百三十一条の三の規定は、適用しない。

(筆跡等の対照による証明)  
第二百十九条 (略)

2 第二項、第二百二十六条並びに第二百二十七条第一項の規定は、対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える文書その他の物件の提出又は送付について準用する。

第五節の二 電磁的記録に記載された情報に係る証拠調べの申出  
第二百三十一条の二 電磁的記録に記載された情報に係る証拠調べの申出は、当該電磁的記録を提出し、又は当該電磁的記録を利用する権限を有する者にその提出を命ずることを中し

(文書の留置)  
第二百二十七条 (新設)

(筆跡等の対照による証明)  
第二百十九条 (同上)

2 第二項、第二百二十六条並びに第二百二十七条の規定は、対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える文書その他の物件の提出又は送付について準用する。

(新設)

2 前項において準用する第二百三十一条第一項の命令に係る電磁的記録の提出及び前項において準用する第二百二十六条の規定に係る電磁的記録の送付は、最高裁判所規則で定めるところにより、当該電磁的記録を記録した記録媒体を提出し、若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行う。

(新設)

(新設)

(新設)

第六節 検証

第六節 検証

第六節 検証

第六節 検証

第六節 検証

第六節 検証

第六節 検証

第六節 検証

第六節 検証

第六節 検証

第六節 検証

第六節 検証

(検証の目的の提示等)  
第二百二十九条 第二百二十九条、第二百二十条、第二百二十四条、第二百二十六条及び第二百二十七条第一項の規定は、検証の目的の提示又は送付について準用する。  
2・3 (略)

(検察等の送受信による方法による検証)  
第二百二十二条の二 裁判所は、当事者に異議がない場合であつて、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により検証の目的の証拠を認識することができると認められる方法により、検証をすることが出来る。

(管轄裁判所等)  
第二百二十五条 (略)  
2 訴えの提起前における証拠保全の申立ては、尋問を受けるべき者、文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所又は検証物の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所にしなければならない。

(電子判決書)  
第二百五十二条 判決の言渡しをしようとするときは、最高裁判所規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記録した電磁的記録(以下「電子判決書」という。)を作成しなければならない。

- 一 主文
  - 二 事実
  - 三 理由
  - 四 口頭弁論の終結の日
  - 五 当事者及び法定代理人
  - 六 裁判所
- 2 前項の規定による事項の記録においては、請求を明らかにし、かつ、主文が正当であることと必要な主張を摘要し、なければならぬ。

(言渡しの方式)  
第二百五十三条 判決の言渡しは、前条第一項の規定により作成された電子判決書に基づいて行われなければならない。  
2 裁判所は、前項の規定により判決の言渡しをした場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、口頭弁論の終結の日を電子判決書のファイルに記録しなければならない。

(検証の目的の提示等)  
第二百三十二条 第二百二十九条、第二百二十条、第二百二十四条、第二百二十六条及び第二百二十七条の規定は、検証の目的の提示又は送付について準用する。  
2・3 (同七)

(新設)  
第二百二十二条の二 裁判所は、当事者に異議がない場合であつて、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により検証の目的の証拠を認識することができると認められる方法により、検証をすることが出来る。

(管轄裁判所等)  
第二百三十五条 (同上)  
2 訴えの提起前における証拠保全の申立ては、尋問を受けるべき者若しくは文書を所持する者の居所又は検証物の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所にしなければならない。

(言渡しの方式)  
第二百五十二条 判決の言渡しは、判決書の原本に基づいて行われなければならない。

- 一 主文
  - 二 事実
  - 三 理由
  - 四 口頭弁論の終結の日
  - 五 当事者及び法定代理人
- 2 前項の規定による事項を記録しなければならない。

(判決書)  
第二百五十三条 判決書は、次に掲げる事項を記録しなければならない。  
一 主文  
二 事実  
三 理由  
四 口頭弁論の終結の日  
五 当事者及び法定代理人

(言渡しの方式の特例)  
第二百五十四条 次に掲げる場合において、原告の請求を認容するときは、判決の言渡しは、前条の規定にかかわらず、電子判決書に基づいて行うことができる。  
一・二 (略)  
2 裁判所は、前項の規定により判決の言渡しをしたときは、電子判決書の作成に代えて、裁判所書記官に、当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨を、判決の言渡しをした口頭弁論期日の電子調書に記録させなければならない。

(電子判決書の送達)  
第二百五十五条 電子判決書(第二百五十二条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次項、第二百八十五条第二項及び第三百八十一条の七第二項において同じ。)又は前条第一項の規定により当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書(第二百六十条第二項の規定によるもの)は、次に掲げる方法によつて送達しなければならない。

- 一 電子判決書又は電子調書に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が当該電子判決書又は当該電子調書に記録されている事項と同一であることを証明したものの送達
- 二 第九十九条の二の規定による送達
- 三 第九十九条の規定による送達

2 前項の規定による送達方法は、次に掲げる方法によつて行われなければならない。  
一 電子判決書又は電子調書に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が当該電子判決書又は当該電子調書に記録されている事項と同一であることを証明したものの送達- 二 第九十九条の二の規定による送達
- 三 第九十九条の規定による送達

- 一 電子判決書又は電子調書に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が当該電子判決書又は当該電子調書に記録されている事項と同一であることを証明したものの送達
- 二 第九十九条の二の規定による送達
- 三 第九十九条の規定による送達

(変更の判決)  
第二百五十六条 (略)  
3 電子調書(第九十四条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。)は、前項の判決の言渡り期日の呼出しが行われる場合において、次の各号に掲げる送達の方法に代り、それぞれ当該各号に定める時、その送達があったものとみなす。  
一 第九十九条の規定による送達 同条の規定により作成した書面を送達すべき場所を知つた時  
二 第九十九条の二の規定による送達 同条第一項本文の通知が

六 裁判所  
2 事実の記載においては、請求を明らかにし、かつ、主文が正当であることを示すのに必要な主張を摘要し、なければならぬ。  
1 (略)

(言渡しの方式の特例)  
第二百五十四条 次に掲げる場合において、原告の請求を認容するときは、判決の言渡しは、第二百五十二条の規定にかかわらず、判決書の原本に基づいて行うことができる。  
一・二 (同七)  
2 前項の規定により判決の言渡しをしたときは、裁判所は、判決書の作成に代えて、裁判所書記官に、当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨を、判決の言渡しをした口頭弁論期日の調書に記録させなければならない。

(判決書の送達)  
第二百五十五条 判決書又は前条第二項の調書は、当事者に送達しなければならない。  
2 前項の規定による送達は、判決書の正本又は前条第二項の調書の原本によつて行われなければならない。

2 前項の規定による送達は、判決書の正本又は前条第二項の調書の原本によつて行われなければならない。

- 一 電子判決書又は電子調書に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が当該電子判決書又は当該電子調書に記録されている事項と同一であることを証明したものの送達
- 二 第九十九条の二の規定による送達
- 三 第九十九条の規定による送達

(変更の判決)  
第二百五十六条 (同上)  
3 前項の判決の言渡り期日の呼出しにおいては、公示送達による場合を除き、送達すべき場所を呼出し期日において呼出し期日を送達があったものとみなす。

発せられた時

(判決の更正決定)

第二百五十七條 (略)

2 前項の更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。ただし、判決に対し適法な控訴があったときは、この限りでない。

3 第一項の申立てを不適法として却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。ただし、判決に対し適法な控訴があったときは、この限りでない。

(訴えの取下げ)

第二百六十一條 (略)

2 (略)

3 訴えの取下げは、書面で行なければならない。

4 前項の規定にかかわらず、口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日(以下この章において「口頭弁論等の期日」という。)において訴えの取下げをするときは、口頭で行うことを妨げない。この場合において、裁判所書記官は、その期日の電子調書(新設)

(更正決定)

第二百五十七條 (同上)

2 更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。ただし、判決に対し適法な控訴があったときは、この限りでない。

(新設)

(訴えの取下げ)

第二百六十一條 (同上)

2 同上

3 訴えの取下げは、書面で行なければならない。ただし、口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日(以下この章において「口頭弁論等の期日」という。)においては、口頭で行うことを妨げない。

(新設)

1 訴えの取下げがされた旨を記録しなければならない。

5 第二項本文の場合において、訴えの取下げが書面で行われたときはその書面を、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭で行われたときは(相手方がその期日に出頭したときを除く)は前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書を相手方に送達しなければならない。

6 訴えの取下げの書面の送達を受けた日から二週間以内(相手方が異議を述べないときは、訴えの取下げに同意したものとみなす。訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭で行われた場合において、相手方がその期日に出頭したときは訴えの取下げがあった日から、相手方がその期日に出頭しなかったときは前項の規定による送達があった日から二週間以内)に相手方が異議を述べないときも、同様とする。

(和解条項案の書面による受諾)

第二百六十四條

2 当事者双方が出頭することに困難があると認められる場合に、

において、当事者双方があらかじめ裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から和解が成立すべき日時を定めて提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、その日時が経過したときは、その日時に、当事者間に和解が調ったものとみなす。

(和解等に係る電子調書の効力)

第二百六十七條

2 前項の規定によりファイルに記録された電子調書は、当事者間に送達しなければならない。この場合においては、第二百五十五條第二項の規定を準用する。

(新設)

(和解調書の効力)

第二百六十七條

2 和解又は請求の放棄若しくは認諾を調書に記録したときは、その記録は、確定判決と同一の効力を有する。

(新設)

第七章 大規模訴訟等に関する特別

(準備書面の省略等)

第二百七十六條 (略)

2 (略)

3 前項に規定する事項は、相手方が在廷していない口頭弁論においては、次の各号のいずれかに該当する準備書面に記載し、又は前項の規定による通知をしたものでなければ、主張することができない。

- 1 相手方に送達された準備書面
2 相手方からその準備書面を受領した旨を記録した書面が提出された場合における当該準備書面
3 相手方が第九十一條第二項の規定により準備書面の閲覧をし、又は同条第二項の規定により準備書面の複写をした場合における当該準備書面

(新設)

1 相手方からその準備書面を受領した旨を記録した書面が提出された場合における当該準備書面

(新設)

2 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手間の状態を相互に認識しなからずして話し合えることができる方法によ

において、当事者双方があらかじめ裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から和解が成立すべき日時を定めて提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、その日時が経過したときは、その日時に、当事者間に和解が調ったものとみなす。

(和解等に係る電子調書の効力)

第二百六十七條

2 前項の規定によりファイルに記録された電子調書は、当事者間に送達しなければならない。この場合においては、第二百五十五條第二項の規定を準用する。

(新設)

(和解調書の効力)

第二百六十七條

2 和解又は請求の放棄若しくは認諾を調書に記録したときは、その記録は、確定判決と同一の効力を有する。

(新設)

第七章 大規模訴訟等に関する特別

(準備書面の省略等)

第二百七十六條 (同上)

2 (同上)

3 前項に規定する事項は、相手方が在廷していない口頭弁論においては、準備書面(相手方に送達されたもの又は相手方からその準備書面を受領した旨を記録した書面が提出されたものに限る。)に記載し、又は同項の規定による通知をしたものでなければ、主張することができない。

- 1 相手方に送達された準備書面
2 相手方からその準備書面を受領した旨を記録した書面が提出された場合における当該準備書面
3 相手方が第九十一條第二項の規定により準備書面の閲覧をし、又は同条第二項の規定により準備書面の複写をした場合における当該準備書面

(新設)

1 相手方からその準備書面を受領した旨を記録した書面が提出された場合における当該準備書面

(新設)

2 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手間の状態を相互に認識しなからずして話し合えることができる方法によ

つて、証人又は当事者本人の尋問をすることができる。

(尋問等に代わる書面の提出)  
第二百七十八条 (略)

2] 第二百五十二条第二項及び第三項の規定は前項の規定による証人又は当事者本人の尋問に代わる書面の提出について、第二百五十二条第二項及び第四項の規定は前項の規定による鑑定人の意見の陳述に代わる書面の提出について、それぞれ準用する。

(電子判決書の記録事項)  
第二百八十条 第二百五十一条第一項の規定により同項第二号の事実及び理由の要旨を記録する場合には、請求の趣旨及び原因の要旨、その原因の有無並びに請求を排斥する理由である抗弁の要旨を記録しなければならない。

(控訴期間)  
第二百八十五条 控訴は、電子判決書又は第二百五十四条第二項の規定により当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書の送達を受けた日から二週間の変期間内に提起しなければならない。ただし、その期間前に提起した控訴の効力を妨げない。

(尋問等に代わる書面の提出)  
第二百七十八条 (同上)

(新設)  
2] 第二百五十二条第二項及び第三項の規定は前項の規定による証人又は当事者本人の尋問に代わる書面の提出について、第二百五十二条第二項及び第四項の規定は前項の規定による鑑定人の意見の陳述に代わる書面の提出について、それぞれ準用する。

(判決書の記録事項)  
第二百八十条 判決書に事実及び理由を記載するには、請求の趣旨及び原因の要旨、その原因の有無並びに請求を排斥する理由である抗弁の要旨を記録しなければならない。

(控訴期間)  
第二百八十五条 控訴は、判決書又は第二百五十四条第二項の調書の送達を受けた日から二週間の変期間内に提起しなければならない。ただし、その期間前に提起した控訴の効力を妨げない。

(裁判長の控訴状審査権等)  
第二百八十八条 第二百七十七条の規定は控訴状が第二百八十六条第二項の規定に違反する場合について、第二百七十七条の二の規定は民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い控訴の提起の手数料を納付しない場合について、それぞれ準用する。

(控訴の取下げ)  
第二百九十二条 (略)  
2] 第二百六十一条第二項及び第四項、第二百六十二条第一項並びに第二百六十三条の規定は、控訴の取下げについて準用する。

(再審の事由)  
第二百三十八条 次に掲げる事由がある場合には、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる。ただし、当事者が控訴若しくは上告によりその事由を主張したとき、又はこれを知りながら主張しなかったときは、この限りでない。

六 判決の証拠となつた文書その他の物件が偽造され若しくは変造されたものであつたこと又は判決の証拠となつた電磁的

(裁判長の控訴状審査権)  
第二百八十八条 第二百七十七条の規定は、控訴状が第二百八十六条第一項の規定に違反する場合及び民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い控訴の提起の手数料を納付しない場合について準用する。

(控訴の取下げ)  
第二百九十二条 (同上)  
2] 第二百六十一条第三項、第二百六十二条第一項及び第二百六十三条の規定は、控訴の取下げについて準用する。

(再審の事由)  
第二百三十八条 次に掲げる事由がある場合には、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる。ただし、当事者が控訴若しくは上告によりその事由を主張したとき、又はこれを知りながら主張しなかったときは、この限りでない。

六 判決の証拠となつた文書その他の物件が偽造又は変造されたものであつたこと。

記録が不正に作られたものであつたこと。

七、十 (同上)  
2、3 (略)

(証拠調べの制限)  
第二百五十二条 手形訴訟においては、証拠調べは、書証及び磁気的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに限りすることができる。

2] 文書の提出の命令若しくは送付の嘱託又は第二百五十一条の三第一項において準用する第二百五十二条に規定する命令若しくは同項において準用する第二百五十二条に規定する嘱託は、その目的が達成できない。対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える物件の提出の命令又は送付の嘱託についても、同様とする。

3] 文書若しくは磁気的記録の成立の真否又は手形の提示に関する事実については、申立てにより、当事者本人を尋問することができる。

4] 証拠調べの嘱託は、することができない。第二百五十一条の三第一項の規定による調査の嘱託についても、同様とする。

5] (略)

(通常の手続への移行)  
第二百五十三条 (略)

七、十 (同上)  
2、3 (同上)

(証拠調べの制限)  
第二百五十二条 手形訴訟においては、証拠調べは、書証に限りすることができる。

2] 文書の提出の命令又は送付の嘱託は、することができない。対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える物件の提出の命令又は送付の嘱託についても、同様とする。

3] 文書の成立の真否又は手形の提示に関する事実については、申立てにより、当事者本人を尋問することができる。

4] 証拠調べの嘱託は、することができない。第二百五十一条の規定による調査の嘱託についても、同様とする。

5] (同上)

(通常の手続への移行)  
第二百五十三条 (同上)

2] (略)

3] 前項の場合には、裁判所は、直ちに、被告に対し、訴訟が通常の手続に移行した旨の通知をしなければならない。ただし、第一項の申述が被告の出頭した期日において口頭でされたものであるときは、その通知をすることを要しない。

4] (略)

(口頭弁論の終結)  
第二百五十四条 裁判所は、被告が口頭弁論において原告が主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合には、前条第三項の規定による通知をする前であっても、口頭弁論を終結することができる。

(口頭弁論を経ない訴えの却下)  
第二百五十五条 (略)  
2] 前項の場合において、原告が電子判決書の送達を受けた日から二週間以内と同項の請求について通常の手続により訴えを提起したときは、第二百四十七条の規定の適用については、その訴えの提起は、前の訴えの提起の時にしたものとみなす。

(異議の申立て)

2] (同上)

3] 前項の場合には、裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移行した旨を記載した書面を被告に送付しなければならない。ただし、第一項の申述が被告の出頭した期日において口頭でされたものであるときは、その送付をすることを要しない。

4] (同上)

(口頭弁論の終結)  
第二百五十四条 裁判所は、被告が口頭弁論において原告が主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合には、前条第三項の規定による通知の送付前であっても、口頭弁論を終結することができる。

(口頭弁論を経ない訴えの却下)  
第二百五十五条 (同上)  
2] 前項の場合において、原告が判決書の送達を受けた日から二週間以内と同項の請求について通常の手続により訴えを提起したときは、第二百四十七条の規定の適用については、その訴えの提起は、前の訴えの提起の時にしたものとみなす。

(異議の申立て)

第二百五十七条 手形訴訟の終局判決に対しては、訴えを却下した判決を除き、電子判決書又は第二百五十四条第二項の規定により当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書の送達を受けた日から二週間の不変期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができる。ただし、その期間前に申し立てた異議の効力を妨げない。

(異議の取下げ)  
第三百六十条 (略)

2 (略)  
3 第二百六十一条第三項から第六項まで、第二百六十二条第一項及び第二百六十三条の規定は、異議の取下げについて準用する。

(督促手続から手形訴訟への移行)

第二百六十六条 第二百九十五条又は第二百九十八条第一項の規定により提起があつたものとみなされる訴えについては、手形訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述は、支払督促の申立ての際にしなければならない。

2 (略)

第二百五十七条 手形訴訟の終局判決に対しては、訴えを却下した判決を除き、判決書又は第二百五十四条第二項の調書の送達を受けた日から二週間の不変期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができる。ただし、その期間前に申し立てた異議の効力を妨げない。

(異議の取下げ)  
第三百六十条 (同上)

2 (同上)  
3 第二百六十一条第三項から第五項まで、第二百六十二条第一項及び第二百六十三条の規定は、異議の取下げについて準用する。

(督促手続から手形訴訟への移行)

第二百六十六条 第二百九十五条又は第二百九十八条第一項(第四百一十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により提起があつたものとみなされる訴えについては、手形訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述は、支払督促の申立ての際にしなければならない。

2 (同上)

(判決の言渡し)  
第三百七十四条 (略)  
2 前項の場合には、判決の言渡しは、電子判決書に基づかないことができる。この場合においては、第二百五十四条第二項及び第二百五十五条の規定を準用する。

(異議)  
第三百七十八条 少額訴訟の終局判決に対しては、電子判決書又は第二百五十四条第二項、第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書の送達を受けた日から二週間の不変期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができる。ただし、その期間前に申し立てた異議の効力を妨げない。

2 (略)  
第七編 法定審理期間訴訟手続に関する特則  
〔法定審理期間訴訟手続の要件〕  
第三百八十一条の二 当事者は、裁判所に対し、法定審理期間訴訟手続による審理及び裁判を求める旨の申出をすることができる。ただし、次に掲げる訴えに関しては、この限りでない。

(判決の言渡し)  
第三百七十四条 (同上)  
2 前項の場合には、判決の言渡しは、判決書の原本に基づかないことができる。この場合においては、第二百五十四条第二項及び第二百五十五条の規定を準用する。

(異議)  
第三百七十八条 少額訴訟の終局判決に対しては、判決書又は第二百五十四条第二項、第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。)の調書の送達を受けた日から二週間の不変期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができる。ただし、その期間前に申し立てた異議の効力を妨げない。

2 (同上)  
(新設)  
300 (新設)

1 消費者契約に関する訴え  
2 個別労働関係民事紛争に関する訴え

2 当事者の双方が前項の申出をした場合には、裁判所は、事案の性質、訴訟進行による当事者の負担の程度その他の事情に鑑み、法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を著し、又は適正な審理の実現を妨げると認めるときを除き、訴訟を法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判をする旨の決定をしなければならない。当事者の一方が前項の申出をした場合において、相手方がその法定審理期間訴訟手続による審理及び裁判することに同意したときも、同様とする。

1 第一項の申出及び前項後段の同意は、書面で行わなければならない。ただし、口頭弁論又は弁論準備手続の期日においては、口頭ですることを妨げない。

4 訴訟が法定審理期間訴訟手続に移行したときは、通常の手続のために既に指定した期日は、法定審理期間訴訟手続のために指定したものとみなす。

(法定審理期間訴訟手続の審理)  
第三百八十一条の三 前条第二項の決定があつたときは、裁判長は、当該決定の日から二週間以内の間において口頭弁論又は弁論準備手続の期日を指定しなければならない。

(新設)

- 裁判長は、前項の期日において、当該期日から六月以内の間において当該事件に係る口頭弁論を終結する期日を指定するとともに、口頭弁論を終結する日から一月以内の間において判決言渡しをする期日を指定しなければならない。
- 前条第二項の決定があつたときは、当事者は、第一項の期日から五月(裁判所が当事者双方の意見を聴いて、これより短い期間を定めた場合には、その期間)以内、攻撃又は防御の方法を提出しなければならない。
- 裁判所は、前項の期間が満了するまでに、当事者双方との間で争点及び証拠の整理の結果に基づいて、法定審理期間訴訟手続の判決において判断すべき事項を確定するものとする。
- 法定審理期間訴訟手続における証拠調べは、第一項の期日から六月(裁判所が当事者双方の意見を聴いて、これより短い期間を定めた場合には、その期間)以内に行わなければならない。
- 法定審理期間訴訟手続における期日の変更は、第九十三条第三項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合でなければ、許すことができない。

(通常の手続への移行)  
第三百八十一条の四 次に掲げる場合には、裁判所は、訴訟を通常の手続により審理及び裁判をする旨の決定をしなければならない。

(新設)

- 1 当事者の双方又は一方が訴訟を通常の手続に移行させる旨の申出をしたとき。
  - 2 提出された攻撃又は防御の方法及び審理の現状に照らして法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判をするのが困難であると認めるとき。
  - 3 前項の決定に付しては、不服を申し立てることができない。
- 訴訟が通常の手続に移行したときは、法定審理期間訴訟手続のため既に指定した期日は、通常の手続のために指定したものとみなす。

〔法定審理期間訴訟手続の電子判決書〕

第三百八十一条の五 法定審理期間訴訟手続の電子判決書には、事実として、請求の趣旨及び原因並びにその他の攻撃又は防御の方法の要旨を記載するものとし、理由として、第三百八十一条の三第四項の規定により当事者双方との間で確認した事項に係る判断の内容を記載するものとする。

〔控訴の禁止〕

第三百八十一条の六 法定審理期間訴訟手続の終局判決に対しては、控訴をすることができない。ただし、訴えを却下した判決に対しては、この限りでない。

(新設)

(新設)

第三百八十一条の七 法定審理期間訴訟手続の終局判決に対しては、訴えを却下した判決を除き、電子判決書の送達を受けた日から二週間の不変期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができる。ただし、その期間前に申し立てた異議の効力を妨げない。

- 2 第三百五十八条から第三百六十条まで及び第三百六十四条の規定は、前項の異議について準用する。

〔異議後の審理及び裁判〕

- 1 第三百八十一条の八 適法な異議があったときは、訴訟は、口頭弁論の終結前の程度に復する。この場合においては、通常の手続によりその審理及び裁判をする。
- 2 前項の異議の申立ては、執行停止の効力を有する。
- 3 裁判所は、異議後の判決があるまで、法定審理期間訴訟手続の執行の停止その他必要な処分をすることができ、
- 4 第三百六十二條及び第三百六十三條の規定は、第一項の審理及び裁判について準用する。

第八編 督促手続

(新設)

(新設)

第七編 督促手続

- 2 裁判所書記官は、前項の規定により電子支払督促を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイナルに記録しなければならない。

〔電子支払督促の送達〕

第三百八十八条 電子支払督促(前条第二項の規定によりファイナルに記録されたものに限る。以下この章において同じ。)は、債務者に送達しなければならない。

- 2 (略)
- 3 債権者が申し出た場所に債務者の住所、居所、営業所若しくは事務所又は就業場所がないため、電子支払督促を送達することができないときは、裁判所書記官は、その旨を債権者に通知しなければならない。この場合において、債権者が通知を受けた日から二週間の不変期間内にその申出に係る場所以外の送達を

- 2 債権者が申し出た場所に債務者の住所、居所、営業所若しくは事務所又は就業場所がないため、支払督促を送達することができないときは、裁判所書記官は、その旨を債権者に通知しなければならない。この場合において、債権者が通知を受けた日から二週間の不変期間内にその申出に係る場所以外の送達をすべ

〔支払督促の送達〕

第三百八十八条 支払督促は、債務者に送達しなければならない。

- 2 (同上)
- 3 債権者が申し出た場所に債務者の住所、居所、営業所若しくは事務所又は就業場所がないため、支払督促を送達することができないときは、裁判所書記官は、その旨を債権者に通知しなければならない。この場合において、債権者が通知を受けた日から二週間の不変期間内にその申出に係る場所以外の送達をすべ

(新設)

(同上)

すべき場所の申出をしないときは、支払督促の申立てを取り下げたものとみなす。

〔仮執行の宣言〕

- 1 第三百九十一条 債務者が電子支払督促の送達を受けた日から二週間以内に督促異議の申立てをしないときは、裁判所書記官は、債権者の申立てにより、電子支払督促に手続の費用額を併せて記録して仮執行の宣言をしなければならない。ただし、その宣言前に督促異議の申立てがあったときは、この限りでない。
- 2 仮執行の宣言は、最高裁判所規則で定めるところにより、電子支払督促に記録し、これを当事者に送達しなければならない。ただし、債権者の同意があるときは、当該債権者に対しては、当該記録をした電子支払督促に記録された事項を出力することにより作成した書面を送付することをもって、送達に代えることができる。
- 3 (略)

〔仮執行の宣言後の督促異議〕

第二百九十三条 仮執行の宣言を付した電子支払督促の送達を受けた日から二週間の不変期間を経過したときは、債務者は、その支払督促に対し、督促異議の申立てをすることができない。

べき場所の申出をしないときは、支払督促の申立てを取り下げたものとみなす。

〔仮執行の宣言〕

- 1 第三百九十一条 債務者が支払督促の送達を受けた日から二週間以内に督促異議の申立てをしないときは、裁判所書記官は、債権者の申立てにより、支払督促に手続の費用額を併記して仮執行の宣言をしなければならない。ただし、その宣言前に督促異議の申立てがあったときは、この限りでない。
- 2 仮執行の宣言は、支払督促に記録し、これを当事者に送達しなければならない。ただし、債権者の同意があるときは、当該債権者に対しては、当該記録をした支払督促を送付することをもって、送達に代えることができる。
- 3 (同上)

〔仮執行の宣言後の督促異議〕

第二百九十三条 仮執行の宣言を付した支払督促の送達を受けた日から二週間の不変期間を経過したときは、債務者は、その支払督促に対し、督促異議の申立てをすることができない。

(電子情報処理組織による支払督促の申立て)  
第三百九十七条 この第百九十七条の規定による督促手続を取り扱う裁判所として最高裁判所規則で定める簡易裁判所(次条第一項及び第百九十九条において「指定簡易裁判所」という。)の裁判所書記官に対しては、第三百八十三条の規定による場合のほか、同条に規定する簡易裁判所が別に最高裁判所規則で定める簡易裁判所である場合にも、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により支払督促の申立てをすることができる。

第三百九十八条 指定簡易裁判所の裁判所書記官に対してされた支払督促の申立てに係る督促手続における支払督促に対し適法な督促異議の申立てがあったときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、当該支払督促の申立ての時に、第三百八十三条に規定する簡易裁判所で支払督促を発した裁判所書記官の所属するも若しくは前条の別に最高裁判所規則で定める簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。  
2. 3 (略)

【電子情報処理組織による送達(効力発生の時期)】  
第三百九十九条 第百九十九条の規定にかかわらず、送達を受け

(電子情報処理組織による支払督促の申立て)  
第三百九十七条 電子情報処理組織を用いて督促手続を取り扱う裁判所として最高裁判所規則で定める簡易裁判所(以下この章において「指定簡易裁判所」という。)の裁判所書記官に対しては、第三百八十三条の規定による場合のほか、同条に規定する簡易裁判所が別に最高裁判所規則で定める簡易裁判所である場合にも、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織を用いて支払督促の申立てをすることができる。

第三百九十八条 第百三十二条の十第一項本文の規定により電子情報処理組織を用いてされた支払督促の申立てに係る督促手続における支払督促に対し適法な督促異議の申立てがあったときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、当該支払督促の申立ての時に、第三百八十三条に規定する簡易裁判所で支払督促を発した裁判所書記官の所属するも若しくは前条の別に最高裁判所規則で定める簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。  
2. 3 (同上)

【電子情報処理組織による処分の告知】  
第三百九十九条 第百三十二条の十第一項本文の規定により電子

べき債権者の同意があるときは、指定簡易裁判所の裁判所書記官に対してされた支払督促の申立てに係る督促手続に関する第百九条の二第一項の規定による送達は、同項の通知が当該債権者に対して発せられた時に、その効力を生ずる。

情報処理組織を用いてされた支払督促の申立てに係る督促手続に関する指定簡易裁判所の裁判所書記官の処分の告知のうち、当該処分の告知に関する法律その他の法令の規定により書面等をもつてするものとされているものについては、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織を用いてすることができる。  
2) 第百三十二条の十第一項から第四項までの規定は、前項の規定により指定簡易裁判所の裁判所書記官がする処分の告知によりて準用する。  
3) 前項において準用する第百三十二条の十第三項の規定にかかわらず、第一項の規定による処分の告知を受けるべき債権者の同意があるときは、当該処分の告知は、裁判所の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルに当該処分に係る情報が最高裁判所規則で定めるところにより記録され、かつ、その記録に關する通知が当該債権者に対して発せられた時に、当該債権者に到達したものとみなす。

第四百条から第四百二条まで 削除

【電磁的記録による作成等】  
第四百条 指定簡易裁判所の裁判所書記官は、第百三十二条の十第一項本文の規定により電子情報処理組織を用いてされた支払督促の申立てに係る督促手続に關し、この法律その他の法令の規定により裁判所書記官が書面等の作成等(作成又は保管をい

う、以下(二)の条及び次条第一項において同じ。)をすることとされているものについては、当該法令の規定にかかわらず、書面等の作成等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面等に電磁的記録の作成等を行うことができる。  
2) 第百三十二条の十第二項及び第四項の規定は、前項の規定により指定簡易裁判所の裁判所書記官がする電磁的記録の作成等について準用する。

【電磁的記録に係る訴訟記録の取扱い】  
第四百二条 督促手続に係る訴訟記録のうち、第百三十二条の十第一項本文の規定により電子情報処理組織を用いてされた申立てに係る部分又は前条第一項の規定により電磁的記録の作成等がされた部分(以下この条において「電磁的記録部分」と総称する。)については、第九十一条第一項又は第三項の規定による訴訟記録の閲覧等の請求があったときは、指定簡易裁判所の裁判所書記官は、当該指定簡易裁判所に係る電子情報処理組織に備えられたファイルに記録された電磁的記録部分の内容を書面に出力した上、当該訴訟記録の閲覧等を当該書面をもつてするものとする。電磁的記録の作成等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

2) 第百三十二条の十第一項本文の規定により電子情報処理組織を用いてされた支払督促の申立てに係る督促手続における支払

督促に対し適法な督促異議の申立てがあったときは、第三百九十八条の規定により訴えの提起があったものとみなされ、裁判所は、電磁的記録部分の内容を書面に出力した上、当該訴訟記録の閲覧等を当該書面をもつてするものとする。

【電子情報処理組織による督促手続における所定の方式の書面による支払督促の申立て】  
第四百二条 電子情報処理組織(裁判所の使用に係る複数の電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いて督促手続を取り扱う裁判所として最高裁判所規則で定める簡易裁判所の裁判所書記官に対しては、第三百八十三条の規定による場合のほか、同条に規定する簡易裁判所が別に最高裁判所規則で定める簡易裁判所である場合にも、最高裁判所規則で定める方式により記録された書面をもつて支払督促の申立てをすることができる。

2) 第三百九十八条の規定は、前項の規定する方式により記録された書面をもつてされた支払督促の申立てに係る督促手続に對する支払督促に対し適法な督促異議の申立てがあったときによりて準用する。

第九編 執行停止

第八編 執行停止

改正案

現行

別表第一（略）	
上欄	一六の二（略）
下欄	一七 イ、二（略）

別表第一（同上）	
上欄	一六の二（同上）
下欄	一七 イ、二（同上）

めの特定期間に関する法律第七條第一項若しくは第二項の規定による民事執行の手續の停止若しくは続行を命ずる裁判を求める申立て、人事訴訟法（平成十五年法律第九号）第二十九條第一項の規定による申立て、特許法（昭和三十四年法律第二十一号）第四十五條の二の二項若しくは第四十五條の五第一項の規定による申立て、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第七十四條の六第一項若しくは第七十四條の七第一項の規定による申立て、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十條第一項若しくは第十一條第一項の規定による申立て、私的独占

めの特定期間に関する法律第七條第一項若しくは第二項の規定による民事執行の手續の停止若しくは続行を命ずる裁判を求める申立て、人事訴訟法（平成十五年法律第九号）第二十九條第一項の規定による申立て、特許法（昭和三十四年法律第二十一号）第四十五條の二の二項若しくは第四十五條の五第一項の規定による申立て、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第七十四條の六第一項若しくは第七十四條の七第一項の規定による申立て、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十條第一項若しくは第十一條第一項の規定による申立て、

訴訟法の規定による執行停止決定の取消しの申立て若しくは仮の義務付け若しくは仮の差止めの決定の取消しの申立て、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二十七條の二十の規定による申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十六條第三項若しくは第十七條第一項の規定による申立て、借地借家法第四十四條第一項ただし書を手續代理人に選任することの許可を求める申立て、労働審判法第四條第一項ただし書の規定による弁護士でない者を代理人に選任することの許可を求める申立て、特定債務等の調整の促進のた

訴訟法の規定による執行停止決定の取消しの申立て若しくは仮の義務付け若しくは仮の差止めの決定の取消しの申立て、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二十七條の二十の規定による申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十六條第三項若しくは第十七條第一項の規定による申立て、借地借家法第四十四條第一項ただし書を手續代理人に選任することの許可を求める申立て、労働審判法第四條第一項ただし書の規定による弁護士でない者を代理人に選任することの許可を求める申立て、特定債務等の調整の促進のた

一八・一九（略）	の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十一年法律第五十四号）第八十一条第一項若しくは第八十二条第一項の規定による申立て、種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十條第一項若しくは第四十一條第一項の規定による申立て、又貸家審判法（昭和四十二年法律第二十二号）第十二條第一項若しくは第十三條第一項の規定による申立て、
一八・一九（同上）	（同上）

○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（第四関係）（現行規定は、消費者契約法及び消費者の財産的被害の集約的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（令和四年法律第 号）による改正後の規定）

(当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額)

第二条 民事訴訟法(平成八年法律第九号)その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等(当事者又は事件の關係人をいう。第四号及び第五号を除き。以下同じ。)又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 一次条の規定による手数料

その手数料の額(第九条第二項の規定により還付される額があるときは、その額を控除した額)

二(略)

十二 強制執行の申立て若しくは配当要求のための債務に支払うべき手数料の額に交付名義の正本若しくは記録事項証明書の交付、執行文の付与又は民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第二

(当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額)

第二条 民事訴訟法(平成八年法律第九号)その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等(当事者又は事件の關係人をいう。第四号及び第五号を除き。以下同じ。)又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 一次条の規定による手数料

その手数料の額(第九条第三項又は第五項の規定により還付される額があるときは、その額を控除した額)

二(同上)

十二 強制執行の申立て若しくは配当要求のための債務に支払うべき手数料の額に交付名義の正本の交付、執行文の付与又は民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第二

一九条の規定により送達すべき書類の交付を受けるために要する費用

十三(略)

(申立ての手数料)

第三条(略)

21 前項の規定にかかわらず、民事訴訟法第百三十一條の十第一項(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第七條の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により電子情報処理組織を使用する方法(以下単に「電子情報処理組織を使用する方法」という。)により行うことができるものとされている申立てであつて、別表第三の上欄に掲げるもの(以下「特定申立て」という。)をする場合には、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

31 次の各号に掲げる場合には、当該各号の申立てをした者(第三号に掲げる場合においては消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十六号)第四十九條第二項の規定により届出消費者が異議の申立てをしたときは、その届出消費者)は、訴えを提起する場合の手数料の額から当該申立てについて納めた手数料の

すべき書類の交付を受けるために要する費用

十三(同上)

(申立ての手数料)

第三条(同上)

(新設)

21 次の各号に掲げる場合には、当該各号の申立てをした者(第三号に掲げる場合においては消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十六号)第四十九條第二項の規定により届出消費者が異議の申立てをしたときは、その届出消費者)は、訴えを提起する場合の手数料の額から当該申立てについて納めた手数料の

額(当該申立てが第一号の和解の申立てに係るものである場合にあっては二十円を、当該申立てが同号の支払督促の申立てに係るものである場合にあっては別表第三の二の項に掲げる額を、それぞれ超えない部分に限る。)を控除した額の手数料を納めなければならない。

一 民事訴訟法第二百七十五條第二項又は第三百九十五條若しくは第三百九十八條第一項の規定により和解又は支払督促の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされたとき。

二・三(略)

41・51(略)

(訴訟の目的の価額等)

第四条 別表第一及び別表第二において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八條第一項及び第九條の規定により算定する。

2・3(略)

4 第一項の規定は、別表第二の二の項の手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。

5・7(略)

(裁判所書記官が保管する記録の閲覧、謄写等の手数料)

額を控除した額の手数料を納めなければならない。

一 民事訴訟法第二百七十五條第二項又は第三百九十五條若しくは第三百九十八條第一項(同法第四百二條第二項において準用する場合を含む。)の規定により和解又は支払督促の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされたとき。

二・三(同上)

31・41(同上)

(訴訟の目的の価額等)

第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八條第一項及び第九條の規定により算定する。

2・3(同上)

4 第一項の規定は、別表第二の二の項の手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。

5・7(同上)

(裁判所書記官が保管する記録の閲覧、謄写等の手数料)

第七條 別表第三の上欄に掲げる事項の手数料は、同表の下欄に掲げる額とする。

(納付の方法)

第八條 次に掲げるもの手数料は、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつて納めなければならない。ただし、申立てを審理するに当たつて納めることができる場合であつて、やむを得ない事由があるときは、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙を貼つて納めることができる。

一 特定申立て

二 別表第三の二の項から三の項までの上欄に掲げる事項であつて特定申立てに係る事件に関するもの

21 前項の手数料以外の手数料は、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙を貼つて納めなければならない。ただし、最高裁判所規則で定める場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

(過納手数料の還付等)

第九條 手数料が過大に納められた場合には、裁判所書記官は、申立てにより、過大に納められた手数料の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

第七條 別表第三の上欄に掲げる事項の手数料は、同表の下欄に掲げる額とする。

(納付の方法)

第八條(新設)

手数料は、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙を貼つて納めなければならない。ただし、最高裁判所規則で定める場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

(過納手数料の還付等)

第九條 手数料が過大に納められた場合には、裁判所書記官は、申立てにより、決定で、過大に納められた手数料の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。



(同法第二百三十一條に規定する物件を含む。)又は電磁的記録の送付を囑託したときは、請求により、当該電磁的記録の作成に必要な費用を支給する。

3 (略)

(旅費の種類及び額)

第二十一条 (略)

2 鉄道運賃及び船賃は旅行区間の路程に於ける旅客運賃(はしけ賃及びびん橋賃を含むものとし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合には、運賃の等級を三階級に区分するものについては中級以下で裁判所書記官が相当と認める等級の運賃の等級を二階級に区分するものについては裁判所書記官が相当と認める等級の運賃)、急行料金(特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものには普通急行料金又は普通急行列車又は普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上のものには普通急行料金又は普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行の場合の座席指定料金を限る。)によつて、路程は最高裁判所が定める額の範囲内に

(同法第二百三十一條に規定する物件を含む。)の送付を囑託したときは、請求により、当該電磁的記録の作成に必要な費用を支給する。

3 (同上)

(旅費の種類及び額)

第二十一条 (同上)

2 鉄道運賃及び船賃は旅行区間の路程に於ける旅客運賃(はしけ賃及びびん橋賃を含むものとし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合には、運賃の等級を三階級に区分するものについては中級以下で裁判所書記官が相当と認める等級の運賃の等級を二階級に区分するものについては裁判所書記官が相当と認める等級の運賃)、急行料金(特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものには普通急行料金又は普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上のものには普通急行料金又は普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行の場合の座席指定料金を限る。)によつて、路程は最高裁判所が定める額の範囲内に

において裁判所書記官が定める額によつて、航空賃は現に支払つた旅客運賃によつて、それぞれ算定する。

(日当の支給基準及び額)

第二十一条 (略)

2 日当の額は、最高裁判所が定める額の範囲内において、裁判所書記官が定める。

(宿泊料の支給基準及び額)

第二十三条 (略)

2 宿泊料の額は、最高裁判所が宿泊地を区分して定める額の範囲内において、裁判所書記官が定める。

(本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額)

第二十四条 本邦と外国との間の旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、前三条に規定する基準を参酌して、裁判所書記官が相当と認めるところによる。

(第三債務者の供託の費用の請求等)

第二十八条の二 民事執行法第五十六條第二項若しくは第三項又は滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和三十三年法律第九十四号)第三十六條の六第一項(これらを準

る額によつて、航空賃は現に支払つた旅客運賃によつて、それぞれ算定する。

(日当の支給基準及び額)

第二十一条 (同上)

2 日当の額は、最高裁判所が定める額の範囲内において、裁判所書記官が定める。

(宿泊料の支給基準及び額)

第二十三条 (同上)

2 宿泊料の額は、最高裁判所が宿泊地を区分して定める額の範囲内において、裁判所書記官が定める。

(本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額)

第二十四条 本邦と外国との間の旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、前三条に規定する基準を参酌して、裁判所書記官が相当と認めるところによる。

(第三債務者の供託の費用の請求等)

第二十八条の二 民事執行法第五十六條第一項又は滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和三十三年法律第九十四号)第三十六條の六第一項(これらを準用し、又はその

別表第一(略)		別表第一(同上)	
項	上	下	欄
七	民事訴訟法第四十七條第一項又は第五十二條第一項の規定による参加の申出	一の項(請求について判断した判決に係る控訴審又は上告審における参加にあつては二の項又は三の項第一審において請求について判断し、第二審において請求に係る上告審における参加にあつては二の項)により算出して得た額	二千元
七	民事訴訟法第四十七條第一項又は第五十二條第一項又は民事再生法(平成十一年法律第五十二号)第百二十八條第一項若しくは第二項の規定による参加の申出	一の項(請求について判断した判決に係る控訴審又は上告審における参加にあつては二の項又は三の項第一審において請求について判断し、第二審において請求に係る上告審における参加にあつては二の項)により算出して得た額	二千元
七	民事訴訟法第四十七條第一項又は第五十二條第一項又は民事再生法(平成十一年法律第五十二号)第百二十八條第一項若しくは第二項の規定による参加の申出	一の項(請求について判断した判決に係る控訴審又は上告審における参加にあつては二の項又は三の項第一審において請求について判断し、第二審において請求に係る上告審における参加にあつては二の項)により算出して得た額	二千元

別表第一(略)		別表第一(同上)	
項	上	下	欄
八	再審の訴えの提起(簡易裁判所及び地方裁判所に提起するものを除く。)	四千元	
八	再審の訴えの提起	二千元	
八	再審の訴えの提起(簡易裁判所に提起するものを除く。)	四千元	
九	和解の申立て	二千元	
九	文芸督促の申立て	二千元	
九	不動産の強制競売若しくは担保権の実行としての競売の申立て、債権の差押命令の申立て、その他裁判所による強制執行若しくは競売	四千元	
九	不動産の強制競売若しくは担保権の実行としての競売の申立て、債権の差押命令の申立て、その他裁判所による強制執行若しくは競売	四千元	

一〇 イ・ロ(略)	若しくは収益執行の申立て(一〇)の項イに掲げる申立て及び民事執行法第五十三条第二項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定による差押命令の申立てを除く。)又は金銭債権の差押処分申立て(略)	二千円
一六 ハ(略)		
一七 イ(略)		
一七 二(略)		

一〇 イ・ロ(同上)	若しくは収益執行の申立て(一〇)の項イに掲げる申立て及び民事執行法第五十三条第二項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定による差押命令の申立てを除く。)又は金銭債権の差押処分の申立て(同上)	二千円
一六 ハ(同上)		
一七 イ(同上)		
一七 二(同上)		

一六 イ	仲裁法第十二条第二項、第十六条第三項、第十七条第二項から第五項まで、第十九条第四項、第二十条、第二十三条第五項又は第三十五条第一項の規定による申立て、民事執行法第二百五十五条第一項、第二百六条第一項又は第二百七条第一項若しくは第二項の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第十条第一項から第四項までの規定による申立て、国際的な子の奪取の	千円
---------	---	----

一六 イ	仲裁法第十二条第二項、第十六条第三項、第十七条第二項から第五項まで、第十九条第四項、第二十条、第二十三条第五項又は第三十五条第一項の規定による申立て、民事執行法第二百五十五条第一項、第二百六条第一項又は第二百七条第一項若しくは第二項の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第十条第一項から第四項までの規定による申立て、国際的な子の奪取の	千円
---------	---	----

一六 二(略)	民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第二百二条第一項の規定による申立て、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第十三条の申立てその他の裁判所の裁判を求める申立て、基本となる手続が開始されるもの(この表の他の項に掲げる申立てを除く。)	五百円
------------	---	-----

一六 二(同上)	民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第二百二条第一項の規定による申立て、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第十三条の申立てその他の裁判所の裁判を求める申立て、基本となる手続が開始されるもの(第九條第一項若しくは第三項又は第十條第二項の規定による申立て)及びこの表の他の項に掲げる申立てを除く。	五百円
-------------	---	-----

一七 イ	民事訴訟法の規定による特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を訴訟代理人に選任することの許可を求める申立て、忌避の申立て、訴訟引受けの申立て、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限る決定を求める申立て、その決定の取消しの申立て、秘匿決定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができるとを秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、秘匿決定等の取消し	五百円
---------	---	-----

一七 イ	民事訴訟法の規定による特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を訴訟代理人に選任することの許可を求める申立て、忌避の申立て、訴訟引受けの申立て、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができるとを当事者に限る決定を求める申立て、その決定の取消しの申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、訴えの提起前における証拠収集の処分申立て、訴えの提起前における証拠保全の申立て、受託裁判官若しくは受託	五百円
---------	--	-----

の申立て、秘密決定等により閲覧が制限される部分につき閲覧等をすることの許可を求める申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、訴えの提起前における証拠収集の処分を申立て、訴えの提起前にあつて、証拠保全の申立て、受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て又は同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命ずる若しくは執行処分を命ずる申立て

裁判官の裁判に対する異議の申立て、手形訴訟若しくは小切手訴訟の終局判決に対する異議の申立て、少額訴訟の終局判決に対する異議の申立て又は同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命ずる若しくは執行処分を命ずる申立て

ホ 破産法第八十六条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、同法第九十二条第三項の規定による商事留置権消滅の許可の申立て、同法第二百四十八条第一項の規定による免責許可の申立て若しくは同法第二百五十六條第一項の規定による復権の申立て、民事再生法第四十八条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十六条第三項若しくは第十七条第一項の規定による申立て、借地借家法第四十四条第一項た

ホ 破産法第八十六条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、同法第九十二条第三項の規定による商事留置権消滅の許可の申立て、同法第二百四十八条第一項の規定による免責許可の申立て若しくは同法第二百五十六條第一項の規定による復権の申立て、民事再生法第四十八条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、行政事件訴訟法の規定による執行停止決定の取消しの申立て若しくは仮の差止め決定の取消しの申立て、労働組合法（昭和二十

ロ・ハ (略)  
ニ 参加（破産法、民事再生法（平成十一年法律第二十五号）、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）又は船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の規定による参加及び七の項、一五の項、一五の二の項又は一六の項に掲げる参加を除く。）の申出又は申立て

ロ・ハ (同上)  
ニ 参加（破産法、民事再生法、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）又は船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の規定による参加及び七の項、一五の項、一五の二の項又は一六の項に掲げる参加を除く。）の申出又は申立て

だし書の規定による弁護士でない者が手続代理人に選任することの許可を求める申立て、労働審判法第四十一条ただし書の規定による弁護士でない者が代理人に選任することの許可を求める申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律七条第一項若しくは第二項の規定による民事執行の手続の停止若しくは続行を命ずる裁判を求める申立て、人事訴訟法（平成十五年法律第九十九号）第三十九条第一項の特許法（昭和三十四年法律第二十一号）第

四年法律第七十四号）第二十七條第二十の規定による申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十六条第三項若しくは第十七条第一項の規定による申立て、借地借家法第四十四条第一項ただし書の規定による弁護士でない者が代理人に選任することの許可を求める申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律七条第一項若し

百五條の四第 一項若しくは百五條の五第一項の規定による申立て、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第百十四條の六第一項若しくは第百十四條の七第一項の規定による申立て、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十條第一項若しくは第十一條第一項の規定による申立て、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八十一條第一項若しくは第八十二條第一項の規定による申立て、種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十條第一

くは第二項の規定による民事執行の手続の停止若しくは執行を命ずる裁判を求める申立て、人事訴訟法（平成十五年法律第九号）第三十九條第一項の規定による申立て、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百五條の二の三第一項、第百五條の四第一項若しくは第百五條の五第一項の規定による申立て、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第百十四條の六第一項若しくは第百十四條の七第一項の規定による申立て、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十條第一項若

項若しくは第四十一條第一項の規定による申立て又は家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二十二号）第十一條第一項若しくは第十二條第一項の規定による申立て

しくは第十一條第一項の規定による申立て、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八十一條第一項若しくは第八十二條第一項の規定による申立て、種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十條第一項若しくは第四十一條第一項の規定による申立て又は家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二十二号）第十一條第一項若しくは第十二條第一項の規定による申立て

別表第二(第三條、第四條関係)	上	下
項	一	一
提起	訴え(反訴を除く)の提起	一 訴訟の目的の価額に及び、次に定るとして、次に掲げる額の合計額 二 訴訟の目的の価額が百万円までの部分 三 訴訟の目的の価額が百万円を超え五百万円までの部分 その価額二十万円

(新設)	上	上
項	一	一
提起	訴え(反訴を除く)の提起	一 訴訟の目的の価額に及び、次に定るとして、次に掲げる額の合計額 二 訴訟の目的の価額が百万円までの部分 三 訴訟の目的の価額が百万円を超え五百万円までの部分 その価額二十万円

又は民事訴訟法第三百三十七條第二項、非訟事件手続法第七十七條第二項、家事事件手続法第九十七條第二項若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第十一條第二項の規定による抗告の許可の申立	(4) (略)	料の額の二・五倍の額
又は民事訴訟法第三百三十七條第二項、非訟事件手続法第七十七條第二項、家事事件手続法第九十七條第二項若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第十一條第二項の規定による抗告の許可の申立	(4) (略)	料の額の二・五倍の額

又は民事訴訟法第三百三十七條第二項、非訟事件手続法第七十七條第二項、家事事件手続法第九十七條第二項若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第十一條第二項の規定による抗告の許可の申立	(4) (同上)	料の額の二・五倍の額
又は民事訴訟法第三百三十七條第二項、非訟事件手続法第七十七條第二項、家事事件手続法第九十七條第二項若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第十一條第二項の規定による抗告の許可の申立	(4) (同上)	料の額の二・五倍の額

四	請求の提起又は上告受理の申立て(四)の項に掲げるものを除く)	千円 一、八〇〇
三	上告の提起又は上告受理の申立て(四)の項に掲げるものを除く)	千円 一、八〇〇
二	請求の提起	千円 一、八〇〇
一	上告の提起又は上告受理の申立て(四)の項に掲げるものを除く)	千円 一、八〇〇

四 訴訟の目的の価額が千円を超え十億円までの部分  
五 訴訟の目的の価額が十億円を超え五十億円までの部分  
六 訴訟の目的の価額が五十億円を超え一億円

四	請求の提起又は上告受理の申立て(四)の項に掲げるものを除く)	千円 一、八〇〇
三	上告の提起又は上告受理の申立て(四)の項に掲げるものを除く)	千円 一、八〇〇
二	請求の提起	千円 一、八〇〇
一	上告の提起又は上告受理の申立て(四)の項に掲げるものを除く)	千円 一、八〇〇

四 訴訟の目的の価額が千円を超え十億円までの部分  
五 訴訟の目的の価額が十億円を超え五十億円までの部分  
六 訴訟の目的の価額が五十億円を超え一億円

四	請求の提起又は上告受理の申立て(四)の項に掲げるものを除く)	千円 一、八〇〇
三	上告の提起又は上告受理の申立て(四)の項に掲げるものを除く)	千円 一、八〇〇
二	請求の提起	千円 一、八〇〇
一	上告の提起又は上告受理の申立て(四)の項に掲げるものを除く)	千円 一、八〇〇

四 訴訟の目的の価額が千円を超え十億円までの部分  
五 訴訟の目的の価額が十億円を超え五十億円までの部分  
六 訴訟の目的の価額が五十億円を超え一億円

四	請求の提起又は上告受理の申立て(四)の項に掲げるものを除く)	千円 一、八〇〇
三	上告の提起又は上告受理の申立て(四)の項に掲げるものを除く)	千円 一、八〇〇
二	請求の提起	千円 一、八〇〇
一	上告の提起又は上告受理の申立て(四)の項に掲げるものを除く)	千円 一、八〇〇

四 訴訟の目的の価額が千円を超え十億円までの部分  
五 訴訟の目的の価額が十億円を超え五十億円までの部分  
六 訴訟の目的の価額が五十億円を超え一億円



出又は申立て  
 行政事件訴訟法の規定による執行停止決定の取消しの申立て若しくは仮の義務付け若しくは仮の差止め若しくは取消しの申立て、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二十七条の二十の規定による申立て、特許法第五十二条の三第一項、第五十二条の四第一項若しくは第五十二条の五第一項の規定による申立て、著作権法第百四十四条の六第一項若しくは第百四十四条の七第一項の規定による申立て、不正競争防止法第十一条第一項若しくは第十一條第一項の規定による申立て、

による申立て、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八十一条第一項若しくは第八十一条第二項の規定による申立て、種苗法第四十一条第一項若しくは第四十一条第二項の規定による申立て、又は家畜運搬資機に関する不正競争の防止に関する法律第十一條第一項若しくは第十一條第二項の規定による申立て  
 三 最高裁判所の規則の定めによる申立てのうちに掲げる申立てに類似するものとして最高裁判所が定めるもの  
 行政事件訴訟法の規定による執行停止の申立て又は

五千元（電子情報処理組織を使用する方法による）

一五	「四の項に規定する裁判以外の裁判に対する抗告の提起又は民事訴訟法第三百三十七條第一項の規定による抗告の許可の申立て」	三千元（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、千九百元）
一六	民事訴訟法第二百四十九條第一項の規定による再審の申立て	二千七百元（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、千九百元）

この表の各項の上欄に掲げる申立てには、当該申立てについての規定を準用し、又はその例によるものとする規定による申立てを含むものとする。

項	上欄	下欄
一	事件の記録の閲覧、謄写、複製又は複写（事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。）	一件につき百五十円
二	事件の記録の正本、謄本若しくは抄本の交付又は当該記録中電磁的記録部分に記録されている事項を証明した電磁的記録の提供を証明し若しくは当該事項を証明した電磁的記録の提供	用紙一枚につき百五十円 一事件につき百五十円 一事件の記録中電磁的記録部分に記録されている事項を証明した電磁的記録の提供をする場合にあつては、一件につき百五十円
三	事件に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供	一件につき百五十円（事件の記録の写しについて原本（事件の記録が電磁的記録で作成されている場合にあつては、当該電磁的記録に記録された情報の内容を書面に出力し

項	上欄	下欄
一	事件の記録の閲覧、謄写又は複製（事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。）	一件につき百五十円
二	事件の記録の正本、謄本又は抄本の交付	用紙一枚につき百五十円
三	事件に関する事項の証明書の交付	一件につき百五十円（事件の記録の写しについて原本（事件の記録が電磁的記録で作成されている場合にあつては、当該電磁的記録に記録された情報の内容を書面に出力し

	改正案
<p>たときのその書面。以下同じ。の記載と相違ない旨の証明に係るものについては、原本十枚まで（ただし百五十円）</p>	<p>たときのその書面。以下同じ。の記載と相違ない旨の証明に係るものについては、原本十枚まで（ただし百五十円）</p>
(略)	(同上)

○人事訴訟法（平成十五年法律第九号）（第五号関係）

改 正 案

現 行

<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第五節 訴訟手続（第十六条の二、第二十七条）</p> <p>第五節 訴訟手続</p> <p>（期日の呼出し）</p> <p>第十六条の二 人事訴訟に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他の相当と認める方法によらなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章（同上）</p> <p>第五節 訴訟手続（第十七条、第二十七条）</p> <p>第五節 訴訟手続</p> <p>（新設）</p>
---	--

<p>（ ）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機）入出力装置を含む、以下この項及び第三項において同じ。と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いて</p> <p>2  前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。</p> <p>3  第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。</p> <p>4  第二項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。</p> <p>5  第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに</p>	<p>記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。</p> <p>6  第一項の規定によりされた申立て等に係る民事訴訟法第九十一条第一項又は第二項の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。</p> <p>（民事訴訟法の規定の適用除外）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2  人事訴訟における訴訟の目的については、民事訴訟法第二百六十六条から第二百六十七条までの規定は、適用しない。</p> <p>（民事訴訟法の適用関係）</p> <p>第二十九条（略）</p> <p>2  人事訴訟に関する手続においては、民事訴訟法第七十一條第二項、第九十一條の二、第九十二條第九項及び第十項、第九十三條の二第二項、第九十四條、第九十五條第二項、第九十六條第四款、第九十七條、第九十八條第六項、第九十九條第一項、第一百零二條の二第五項及び第六項、第一百零三條の三第二項、第一百零五條第三項、第一百零六條第三項、第一百零七條、第一百零八條第五款第三項、第一百零八條第六項、第一百零九條第三項、第一百一十條第五款第三項、第一百一十條第六項、第一百一十一條第四項、第一百一十五條第二項、第一百一十五條第三項、第一百一十九條</p>
--	--

<p>2  呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出席しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を課することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。</p> <p>（公示送達の方法）</p> <p>第十六条の三 人事訴訟に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示欄に掲示してする。</p> <p>（電子情報処理組織による申立て等）</p> <p>第十六条の四 人事訴訟に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関する（一）の法令その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、原本、正本、副本、複本その他の文字、図形その他の知覚による認識することができざる情報に記載された形その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするもの（二）とされているもの（三）であつて、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（四）当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。</p> <p>（新設）</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
--	-------------------------

<p>（民事訴訟法の規定の適用除外）</p> <p>第十九条（同上）</p> <p>2  人事訴訟における訴訟の目的については、民事訴訟法第二百六十六条及び第六十七條の規定は、適用しない。</p> <p>（民事訴訟法の適用関係）</p> <p>第二十九条（同上）</p> <p>2  人事訴訟に関する手続においては、民事訴訟法の規定の適用については、同法第二十五條第一項中「地方裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判官の所属する裁判所が、簡易裁判所の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは、「家庭裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避については、その裁判官の所属する裁判所」と、同法第三項並びに同法第三十二條の五第一項、第八十八條、第九十五條第二項及び第三項、第九十九條</p>	<p>（民事訴訟法の規定の適用除外）</p> <p>第十九条（同上）</p> <p>2  人事訴訟における訴訟の目的については、民事訴訟法第二百六十六条及び第六十七條の規定は、適用しない。</p> <p>（民事訴訟法の適用関係）</p> <p>第二十九条（同上）</p> <p>2  人事訴訟に関する手続においては、民事訴訟法の規定の適用については、同法第二十五條第一項中「地方裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判官の所属する裁判所が、簡易裁判所の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは、「家庭裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避については、その裁判官の所属する裁判所」と、同法第三項並びに同法第三十二條の五第一項、第八十八條、第九十五條第二項及び第三項、第九十九條</p>
---	---

十七條第一項、第二百一十二條の二、第二百五十三條第二項並びに第七條の規定は、適用しない。

3) 人事訴訟に関する手続については、民事訴訟法の規定の適用については、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(事実調査部分の間覧等)

第二十五条 (略)

2) 7 (略)

8) 事実調査部分については、民事訴訟法第三十三條の二及び第三十三條の三の規定は、適用しない。

第二十七條 離婚の訴えに係る訴訟における和解(これにより離婚がされるものに限る。以下この条において同じ。)並びに請求の放棄及び認諾については、第十九條第二項の規定にかかわらず、民事訴訟法第二百六十六條(第二項中請求の認諾に関する部分を除く。)、第二百六十七條第一項及び第二項、第二百六十七條の二の規定を適用する。ただし、請求の認諾については、第三十一條第一項の附帯処分についての裁判又は同条第三項の親権者の指定についての裁判をすることを要しない場合に限る。

2) 前項の場合における民事訴訟法第二十七條第一項及び第二項の規定の適用については、同法第二百六十七條第一項中「」について電子調書を作成し、これを「電子調書」とし、これを「調書」とする。

3) (略)

4) 離婚の訴えに係る訴訟における民事訴訟法第八十九條第一項及び第九十條第三項の期日においては、同法第八十九條第三項及び第九十條第四項の当事者は、和解及び請求の認諾をすることができる。ただし、当該期日における手続が裁判所及び当事者双方が映像と音声を送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて行われた場合には、「」の限りでない。

別表(第二十九條関係)

第一項、第三十條第三項並びに第三十七條第一項中「地方裁判所」とあるのは「家庭裁判所」と、同法第二百八十一條第一項中「地方裁判所が第一審としてした終局判決又は簡易裁判所」とあるのは「家庭裁判所」と、同法第二百一十一條第二項中「地方裁判所の判決に対しては最高裁判所に、簡易裁判所の判決に対しては高等裁判所」とあるのは「家庭裁判所の判決に対しては最高裁判所」と、同法第二百六十六條第一項中「地方裁判所及び簡易裁判所」とあるのは「家庭裁判所」とする。

(新設)

(事実調査部分の間覧等)

第二十五条 (同上)

2) 7 (同上)

(新設)

第二十七條 離婚の訴えに係る訴訟における和解(これにより離婚がされるものに限る。以下この条において同じ。)並びに請求の放棄及び認諾については、第十九條第一項の規定にかかわらず、民事訴訟法第二百六十六條(第二項中請求の認諾に関する部分を除く。)、及び第二百六十七條の規定を適用する。ただし、請求の認諾については、第三十二條第一項の附帯処分についての裁判又は同条第二項の親権者の指定についての裁判をすることを要しない場合に限る。

(新設)

2) (同上)

3) 離婚の訴えに係る訴訟における民事訴訟法第七十條第三項の期日においては、同条第四項の当事者は、和解及び請求の認諾をすることができる。

(新設)

第二十五條第一項	地方裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避については、その裁判官の所属する裁判所が、簡易裁判所の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所	家庭裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避については、その裁判官の所属する裁判所
第二十五條第二項、第三十二條の二、第三十三條第一項及び第三十三條第二項、第三十三條第三項、第三十三條第四項、第三十三條第五項、第三十三條第六項、第三十三條第七項、第三十三條第八項、第三十三條第九項、第三十三條第十項、第三十三條第十一項、第三十三條第十二項、第三十三條第十三項、第三十三條第十四項、第三十三條第十五項、第三十三條第十六項、第三十三條第十七項、第三十三條第十八項、第三十三條第十九項、第三十三條第二十項、第三十三條第二十一項、第三十三條第二十二項、第三十三條第二十三項、第三十三條第二十四項、第三十三條第二十五項、第三十三條第二十六項、第三十三條第二十七項、第三十三條第二十八項、第三十三條第二十九項、第三十三條第三十項、第三十三條第三十一項、第三十三條第三十二項、第三十三條第三十三項、第三十三條第三十四項、第三十三條第三十五項、第三十三條第三十六項、第三十三條第三十七項、第三十三條第三十八項、第三十三條第三十九項、第三十三條第四十項、第三十三條第四十一項、第三十三條第四十二項、第三十三條第四十三項、第三十三條第四十四項、第三十三條第四十五項、第三十三條第四十六項、第三十三條第四十七項、第三十三條第四十八項、第三十三條第四十九項、第三十三條第五十項、第三十三條第五十一項、第三十三條第五十二項、第三十三條第五十三項、第三十三條第五十四項、第三十三條第五十五項、第三十三條第五十六項、第三十三條第五十七項、第三十三條第五十八項、第三十三條第五十九項、第三十三條第六十項、第三十三條第六十一項、第三十三條第六十二項、第三十三條第六十三項、第三十三條第六十四項、第三十三條第六十五項、第三十三條第六十六項、第三十三條第六十七項、第三十三條第六十八項、第三十三條第六十九項、第三十三條第七十項、第三十三條第七十一項、第三十三條第七十二項、第三十三條第七十三項、第三十三條第七十四項、第三十三條第七十五項、第三十三條第七十六項、第三十三條第七十七項、第三十三條第七十八項、第三十三條第七十九項、第三十三條第八十項、第三十三條第八十一項、第三十三條第八十二項、第三十三條第八十三項、第三十三條第八十四項、第三十三條第八十五項、第三十三條第八十六項、第三十三條第八十七項、第三十三條第八十八項、第三十三條第八十九項、第三十三條第九十項、第三十三條第九十一項、第三十三條第九十二項、第三十三條第九十三項、第三十三條第九十四項、第三十三條第九十五項、第三十三條第九十六項、第三十三條第九十七項、第三十三條第九十八項、第三十三條第九十九項、第三十三條第一百項	家庭裁判所	

第四十五條第五項第三号	第九十一條の三	交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供	交付する
交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供		交付する	交付する

第百十二條第一項	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送附すべき書類を保管し、いつでも送附を受けらるべき者に交付すべき旨の裁判所の標示場への標示を始めた	書類又は電磁的記録	前条の規定による措置を開始した	第百十二條第一項
第百十三條	記録又は記録	記録	書類	記録又は電磁的記録	第百十三條
第百十四條第一項	第百十一條の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送附すべき書類を保管し、いつでも送附を受けらるべき者に交付すべき旨の裁判所の標示場への標示を始めた	記録	記録	第百十四條第一項
第百十五條	判決書又は人事訴訟法（平成十五年	判決書又は人事訴訟法（平成十五年	判決書又は人事訴訟法（平成十五年	判決書又は人事訴訟法（平成十五年	第百十五條

第百五十一條第二項及び第百三十二條の二第二項	書面又は電磁的記録	書面又は電磁的記録	書面又は電磁的記録	書面又は電磁的記録	第百五十一條第二項及び第百三十二條の二第二項
第百六十條第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書	調書	調書	第百六十條第一項
第百六十條第三項	前項の規定によりファイルに記録された事項	調書の記載について	調書の記載について	調書の記載について	第百六十條第三項

第百四十二條第七S條	記録(ソール)記録事項に係る部分を調べ、( )を交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供	交付	記録	記録	第百四十二條第七S條
第百四十三條の三第一項	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百四十三條の三第一項
第百四十四條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百四十四條
第百四十五條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百四十五條
第百四十六條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百四十六條
第百四十七條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百四十七條
第百四十八條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百四十八條
第百四十九條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百四十九條
第百五十條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百五十條
第百五十一條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百五十一條
第百五十二條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百五十二條
第百五十三條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百五十三條
第百五十四條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百五十四條
第百五十五條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百五十五條
第百五十六條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百五十六條
第百五十七條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百五十七條
第百五十八條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百五十八條
第百五十九條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百五十九條
第百六十條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百六十條
第百六十一條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百六十一條
第百六十二條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百六十二條
第百六十三條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百六十三條
第百六十四條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百六十四條
第百六十五條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百六十五條
第百六十六條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百六十六條
第百六十七條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百六十七條
第百六十八條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百六十八條
第百六十九條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百六十九條
第百七十條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百七十條
第百七十一條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百七十一條
第百七十二條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百七十二條
第百七十三條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百七十三條
第百七十四條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百七十四條
第百七十五條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百七十五條
第百七十六條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百七十六條
第百七十七條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百七十七條
第百七十八條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百七十八條
第百七十九條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百七十九條
第百八十條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百八十條
第百八十一條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百八十一條
第百八十二條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百八十二條
第百八十三條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百八十三條
第百八十四條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百八十四條
第百八十五條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百八十五條
第百八十六條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百八十六條
第百八十七條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百八十七條
第百八十八條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百八十八條
第百八十九條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百八十九條
第百九十條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百九十條
第百九十一條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百九十一條
第百九十二條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百九十二條
第百九十三條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百九十三條
第百九十四條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百九十四條
第百九十五條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百九十五條
第百九十六條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百九十六條
第百九十七條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百九十七條
第百九十八條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百九十八條
第百九十九條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百九十九條
第百百條	記録された書面	記録された書面	記録された書面	記録された書面	第百百條

第百六十條第四項	電子調書の内容	調書	調書	調書	第百六十條第四項
第百六十條の二第二項	当該電子調書	当該調書	当該調書	当該調書	第百六十條の二第二項
第百六十條の三第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書を作成して	調書を作成して	調書を作成して	第百六十條の三第一項
第百六十條の三第二項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項	事項	事項	第百六十條の三第二項

第百五十四条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第百五十一条の第三項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第百五十二条第一項	最高裁判所規則で定める(ご)により、次に掲げる事項を記録した電磁的記録(以下「電子判決書」という。)	次に掲げる事項を記録した判決書
第百五十二条第二項	記録	記録
第百五十三条第一項	電子判決書	判決書の原本

第百五十五条第一号	主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書(第百六十条第二項の規定によりファイルに記録されたもの)に限る。次項、第百六十一条、第百八十五条、第百八十七条及び第百七十八条第一項において同じ。	判決書の正本
第百五十五条第二号	電子判決書又は電子調書に記録された事項を記録した書面であつて、裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が当該	

一項及び第二項	電子判決書	判決書
第百五十四条第一項	電子調書に記録せられた	調書に記録せられた
第百五十五条第一項	電子判決書(第二項の規定によりファイルに記録されたもの)に限る。次項、第百八十五条、第百八十七条、第百八十八条第一項及び第百八十一条の七第一項において同じ。	調書

第百五十六号	該電子判決書又は当該電子調書に記録されている事項と同一である(イ)を証明したものを	前条第二項の調書の原本の
第百五十五号	電子呼出状(第九十四条第二項の規定によりファイルに記録されたもの)に限る。	呼出状
第百五十六号	第百九条の規定による送達	公示送達
第百五十七号	同条の規定による作成した書面を送達すべき場所を指定して送達した時	人事訴訟法第二十九條第三項の規定により読み替へて適用する第百十二条の規定により公示送達の効力が生じた時

第二百五十六條第一項	第百九條の二の規 定による送達	公示送達の方法以 外の送達
第二百五十六條第二項	同条第一項本文の 通知が寄せられた 時	送達をすべき場所 に宛てて呼出状を 送した時
第二百六十一條第一項	電子調書	調書
第二百六十一條第二項	記録しなれば 罰	記録しなれば 罰
第二百六十一條第三項	記録された電子調 書	記録された調書の 原本
第二百六十一條第四項	地方裁判所が第一 審としてした終局 判決又は簡易裁判 所	家庭裁判所
第二百八十一條第一項	電子判決書	判決書
第二百八十五條	規定により当事者 及び法定代理人、 主文、請求並びに 理由の要旨が記録 された電子調書	調書
第二百八十一條第二項	地方裁判所の判決 に対しては最高裁	家庭裁判所の判決 に対しては最高裁

第九節 当事者に対する住所、氏名等の秘密

第三十八條の二 家事事件の手続における申立て等については、  
民事訴訟法第百三十三條、第百三十三條の二第二項並びに第百  
三十三條の四第一項から第三項まで、第四項（第一号に係る部  
分に限る。）及び第五項から第七項までの規定を適用する。こ  
の場合において、同法第百三十三條第一項中「当事者」とある  
のは、当事者若しくは利害関係人（家事事件手続法第四十  
二條第七項（同法第百五十八條第一項において適用する場合  
を含む。）に規定する利害関係人）をいう。第百三十三條の  
四第一項、第二項及び第七項において同じ。又はこれら以外の者  
に規定する審判を受ける者となるべき者（同法第十條第一項第一号  
に規定する審判を受ける者となるべき者）をいう。（一）と、同法  
第百三十三條の四第一項中「秘密決定」第百三十三條の二第二  
項の決定又は前条の決定、次項及び第七項において「秘密決定  
等」という。に係る者以外の者は、訴訟記録等」とあるのは、  
「秘密決定（家事事件手続法第二百七十七條第一項に規定する  
事項以外の事項についての家事調停の手続に係るもの並びに同  
法第百八十九條第一項、同法第七項において適用する場合を含  
む。）の規定による調査及び勧告の事件の手続に係るものを  
除く。次項、第四項第一号及び第七項において同じ。）に係る

○家事事件手続法（平成二十三年法律第五十三号）（第六條関係）

第三百二十六條第一項	判所に、簡易裁判 所の判決に対して は高等裁判所	判所
第三百二十六條第二項	地方裁判所及び簡 易裁判所	家庭裁判所

改 正 案

目次

第一編 (略)

第八章 電子情報処理組織による申立て等（第三十八條の二）

第九節 当事者に対する住所、氏名等の秘密（第三十八條の二）

第三十八條 家事事件の手続における申立てその他の申述（次項及び次条において「申立て等」という。）については、民事訴訟法第百三十二條の十第一項から第五項までの規定（支払督促に関する部分を除く。）を適用する。

2 (略)

改 正 案

目次

第一編 (略)

第八章 電子情報処理組織による申立て等（第三十八條の二）

第九節 当事者に対する住所、氏名等の秘密（第三十八條の二）

第三十八條 家事事件の手続における申立てその他の申述（次項及び次条において「申立て等」という。）については、民事訴訟法第百三十二條の十第一項から第五項までの規定（支払督促に関する部分を除く。）を適用する。

2 (略)

現 行

目次

第一編 (同上)

第八章 電子情報処理組織による申立て等（第三十八條の二）

第九節 当事者に対する住所、氏名等の秘密（第三十八條の二）

第三十八條 家事事件の手続における申立てその他の申述（次項及び次条において「申立て等」という。）については、民事訴訟法第百三十二條の十第一項から第五項までの規定（支払督促に関する部分を除く。）を適用する。

2 (同上)

○家事事件手続法（平成二十三年法律第五十三号）（第七條関係）

第三十一條	手続費用に関する民事訴訟法の適用等	手続費用に関する民事訴訟法の適用等
第三十一條	民事訴訟法第六十九條から第七十四條までの規定（裁判所書記官の処分に対する異議の申立て）に於いての決定に對する即時抗告に関する部分を除く。）は、手続費用の負担に關して適用する。この場合において、同法第七十二條中「当事者が裁判所において和解をした場合」とあるのは「家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二十九條第三項の	手続費用に関する民事訴訟法の適用等

改 正 案

目次

第一編 (同上)

第八章 電子情報処理組織による申立て等（第三十八條の二）

第九節 当事者に対する住所、氏名等の秘密（第三十八條の二）

第三十一條 民事訴訟法第六十九條から第七十四條までの規定（裁判所書記官の処分に対する異議の申立て）に於いての決定に對する即時抗告に関する部分を除く。）は、手続費用の負担に關して適用する。この場合において、同法第七十二條中「当事者が裁判所において和解をした場合」とあるのは「家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二十九條第三項の

「とあるのは「家事事件手続法第二十九条第三項の調停費用又は同条第四項の訴訟費用」と、同法第七十三条第一項中「裁判及び和解」とあるのは「裁判及び調停の成立」と、補助参加の申出の取下げ又は補助参加についての異議の取下げ」とあるのは「家事事件手続法第四十一条第一項若しくは第四十二条第一項の規定による参加の申出の取下げ又は同条第二項の規定による参加の申出の取下げ」とあるのは「家事事件手続法第六十一条から第六十六条まで及び」とあるのは「家事事件手続法第三十一条第一項において準用する」と読み替えるものとする。

この場合において、同条第二項中「訴訟費用の負担の裁判が確定した」とあるのは、「訴訟が完了した」と読み替えるものとする。この場合において、「準用する」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する民事訴訟法第六十九条第三項の規定による即時抗告並びに同法第七十一条第四項前項において準用する同法第七十二条後段において準用する場合を含む。、第七十三条第二項及び第七十四条第二項の異議の申立てについての裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

(期日及び期間)  
第三十四条 家事事件の手続の期日の指定及び変更は、職権で、

調停費用又は同条第四項の訴訟費用」と、同法第七十三条第一項中「裁判及び和解」とあるのは「裁判及び調停の成立」と、「補助参加の申出の取下げ又は補助参加についての異議の取下げ」とあるのは「家事事件手続法第四十一条第一項若しくは第四十二条第一項の規定による参加の申出の取下げ又は同条第二項の規定による参加の申出の取下げ」とあるのは「家事事件手続法第六十一条から第六十六条まで及び」とあるのは「家事事件手続法第三十一条第一項において準用する」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する民事訴訟法第六十九条第三項の規定による即時抗告並びに同法第七十一条第四項前項において準用する同法第七十二条後段において準用する場合を含む。、第七十三条第二項及び第七十四条第二項の異議の申立てについての裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

(期日及び期間)  
第三十四条 家事事件の手続の期日は、職権で、裁判長が指定す

裁判長が行う。

2. 3 (略)

4) 期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつて行われ、

5) 民事訴訟法第九十四条第三項及び第九十五条から第九十七条までの規定は、家事事件の手続の期日及び期間について準用する。この場合において、同法第九十四条第三項中「第一項各号に規定する方法」とあるのは、「呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知」と読み替えるものとする。

(送達及び手続の中止)  
第三十六条 送達及び家事事件の手続の中止については、民事訴訟法第一編第五章第四節「第九十二条第三項及び第九十三条を除く。」及び第九十二条から第九十三条まで(同条第一項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第九十二条第一項本文中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは、「裁判所書記官が送達するべき書類を保管し、いつか送達を受けるべき旨を交付する旨の裁判所の指示欄の提示を開始した」とあるのは、「同項ただし書き中」前条の規定による措置を開始した」とあるのは、「当該指示を開始した」と、同法第九十三条中「同法第九十二条中」書面又は電磁的記録の提出」とあるのは、「書面又は電磁的記録の提出」と読み替えるものとする。

書面又は電磁的記録の提出」とあるのは、「書面又は電磁的記録の提出」と読み替えるものとする。

2. 3 (同上)

(新設)  
4) 民事訴訟法第九十四条から第九十七条までの規定は、家事事件の手続の期日及び期間について準用する。

(送達及び手続の中止)  
第三十六条 送達及び家事事件の手続の中止については、民事訴訟法第一編第五章第四節及び第九十二条から第九十三条まで(同条第一項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第九十二条第一項本文中「前条の規定による請求又は防衛の目的」とあるのは、「裁判又は調停を求め事項」と読み替えるものとする。

法」とあるのは、「裁判又は調停を求め事項」と読み替えるものとする。

的である請求又は防衛の方法」とあるのは「裁判又は調停を求め事項」と、同法第九十二条中「書面又は電磁的記録」とあるのは「電磁的記録」と、同法第九十三条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつか送達を受けるべき旨を交付する旨の裁判所の指示欄の提示を開始した」と読み替えるものとする。

2) 前項において準用する民事訴訟法第九十二条第一項の規定による公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつか送達を受けるべき旨を裁判所の指示欄に提示して行われ、

第三十八條 家事事件の手続における申立てその他の申述(以下この条及び次条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関する「法律その他の法令の規定により書面等(書類、書類、文書、原本、正本、副本、複本その他文字図形等)の知覚によつて認識することができる情報」が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。をもちつてもととされていゝものである。最高裁判所の定める裁判所に対するもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)(以下において「当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に保

る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。)(と申立て等をなす者の使用に係る電子計算機)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。を用いてすることができる。

2) 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3) 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時、当該裁判所に到達したものとみなす。

4) 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名(署名)を記名、押印その他の氏名又は名称を書面等に記載することを含む。以下この項において同じ。をする。こととされていゝものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5) 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6) 第一項の規定によりされた申立て等に係る「法律その他の規

(新設)  
第三十八條 家事事件の手続における申立てその他の申述(次項及び次条において「申立て等」という。)については、民事訴訟法第九十二条の第十項から第十四項までの規定(次項を除く)に関する部分を除く。を準用する。

2) 前項において準用する民事訴訟法第九十二条の第十項本文中「家事事件の記録の閲覧若しくは閲覧又はその原本、複本若しくは抄本の交付は、同条第五項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。



頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日（以下この章において「口頭弁論等の期日」という。）とあるのは、「家事審判の手続の期日」と「電子調書」とあるのは、「調書」と「記録しなれば」とあるのは、「記録しなれば」と読み替えるものとする。

（家事審判の手続の規定及び民事訴訟法の準用等）

第九十三条（略）

2（略）

3 民事訴訟法第二百八十三条、第二百八十四条、第二百九十二条、第二百九十八条第一項、第二百九十九条第一項、第三百二条、第三百三条及び第三百五条から第三八条までの規定は、審判に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同法第二百九十二条第二項中「期日」は「審判日」及び「第四項、第二百九十二条第一項並びに第二百六十一条」であるのは、「家事事件手続法第八十二条第五項及び第八十三条」と、同法第三百三三條第五項中「第八十九條」とあるのは、「家事事件手続法第二百九十一条」と読み替えるものとする。

（調停の成立及び効力）

第二百六十八條（略）

2（略）

3 離婚又は離縁についての調停事件においては、第二百五十八條第一項において準用する第五十四條第一項に規定する方法によつては、調停を成立させることができない。ただし、家庭裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法による場合はこの限りでない。

4（略）

（家事調停の申立ての取下げ）

第二百七十三條（略）

2（略）

3 第八十二条第三項及び第四項並びに民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第四項並びに第二百六十二条第一項の規定は、家事調停の申立ての取下げについて準用する。この場合において、第八十二条第三項中「前項ただし書、第五十三條（第九十九條第一項において準用する場合を含む。）、及び第九十九條第二項」とあるのは、「第二百七十三條第二項」と、同法第二百六十一条第四項中「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日（以下この章において「口頭弁論等の期日」という。）とあるのは「家事調停の手続の期日」と「電子調書」とあるのは「調書」と「記録しなれば」とあるのは「記録しなれば」と読み替えるものとする。

論、弁論準備手続又は和解の期日（以下この章において「口頭弁論等の期日」という。）とあるのは、「家事審判の手続の期日」と読み替えるものとする。

（家事審判の手続の規定及び民事訴訟法の準用等）

第九十三条（略）

2（同上）

3 民事訴訟法第二百八十三条、第二百八十四条、第二百九十二条、第二百九十八条第一項、第二百九十九条第一項、第三百二条、第三百三条及び第三百五条から第三八条までの規定は、審判に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同法第二百九十二条第二項中「期日」は「審判日」及び「第四項、第二百九十二条第一項並びに第二百六十一条」であるのは、「家事事件手続法第八十二条第五項及び第八十三条」と、同法第三百三三條第五項中「第八十九條」とあるのは、「家事事件手続法第二百九十一条」と読み替えるものとする。

（調停の成立及び効力）

第二百六十八條（同上）

2（同上）

3 離婚又は離縁についての調停事件においては、第二百五十八條第一項において準用する第五十四條第一項に規定する方法によつては、調停を成立させることができない。

4（同上）

（家事調停の申立ての取下げ）

第二百七十三條（同上）

2（同上）

3 第八十二条第三項及び第四項並びに民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第四項並びに第二百六十二条第一項の規定は、家事調停の申立ての取下げについて準用する。この場合において、第八十二条第三項中「前項ただし書、第五十三條（第九十九條第一項において準用する場合を含む。）、及び第九十九條第二項」とあるのは、「第二百七十三條第二項」と、同法第二百六十一条第四項中「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日（以下この章において「口頭弁論等の期日」という。）とあるのは「家事調停の手続の期日」と「電子調書」とあるのは「調書」と「記録しなれば」とあるのは「記録しなれば」と読み替えるものとする。

「読み替えるものとする。」

（付調停）

第二百七十四條（略）

2（略）

3 第三項の規定により高等裁判所が自ら調停を行う場合についてはこの編の規定の適用については、第二百四十四條、第二百四十七條、第二百四十八條第二項、第二百五十四條第一項から第四項まで、第二百六十四條第二項、第二百六十六條第四項、第二百六十八條第二項ただし書、第二百六十九條第一項並びに第二百七十二條第一項ただし書及び第二項並びに第三章の規定は、「高等裁判所」とあるのは、「高等裁判所」と、第二章の規定中「合意に相当する審判」とあるのは、「合意に相当する審判に代わる裁判」と、第二百七十二条第一項、第二百七十六条、第二百七十七條第一項第一号、第二百七十九條第二項及び第二百八十条第一項中「審判」とあるのは「審判に代わる裁判」と、第二百六十七條第一項中「家庭裁判所」とあるのは「高等裁判所」と、次章の規定中「合意に相当する審判」とあるのは「合意に相当する審判に代わる裁判」と、第二百七十二条第一項ただし書及び第三章の規定（第二百八十六條第七項の規定を除く。）中「調停に代わる審判」とあるのは「調停に代わる審判に代わる裁判」と、第二百八十一条及び第二百八十七條中「却下する審判」とあるのは「却下する審判に代わる裁判」とする。

（付調停）

第二百七十四條（同上）

2（同上）

3 第三項の規定により高等裁判所が自ら調停を行う場合についてはこの編の規定の適用については、第二百四十四條、第二百四十七條、第二百四十八條第二項、第二百五十四條第一項から第四項まで、第二百六十四條第二項、第二百六十六條第四項、第二百六十八條第一項並びに第二百七十二条第一項ただし書及び第三章の規定は、「高等裁判所」とあるのは、「高等裁判所」と、第二章の規定中「合意に相当する審判」とあるのは「合意に相当する審判に代わる裁判」と、第二百七十二条第一項、第二百七十六条、第二百七十七條第一項第一号、第二百七十九條第三項及び第二百八十四条第一項中「審判」とあるのは「審判に代わる裁判」と、第二百六十七條第一項中「家庭裁判所」とあるのは「高等裁判所」と、次章の規定中「合意に相当する審判」とあるのは「合意に相当する審判に代わる裁判」と、第二百七十二条第一項ただし書及び第三章の規定（第二百八十六條第七項の規定を除く。）中「調停に代わる審判」とあるのは「調停に代わる審判に代わる裁判」と、第二百八十一条及び第二百八十七條中「却下する審判」とあるのは「却下する審判に代わる裁判」とする。

	改正案	現行
（合意に相当する審判の対象及び要件）	第二百七十七條（略） 2 前項第一号の合意は、第二百五十八條第一項において準用する第五十四條第一項及び第七十條第一項に規定する方法によつては、成立させることができない。ただし、家庭裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法による場合はこの限りでない。	第二百七十七條（同上） 2 前項第一号の合意は、第二百五十八條第一項において準用する第五十四條第一項及び第七十條第一項に規定する方法によつては、成立させることができない。
○民事執行法（昭和五十四年法律第四号）（第八八條関係）		
（民事訴訟法の準用）	第二十条 特別の定めがある場合を除き、民事執行の手続に關しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第八十七條の二の規定を除く。）を準用する。	第二十条 特別の定めがある場合を除き、民事執行の手続に關しては、民事訴訟法の規定を準用する。

改正案

目次

第一章 総則（第一条―第二十一条）

「期日の呼出しの特例」

第十五条の二 民事執行の手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他の相当と認められる方法によつてする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出席しない者に対し、法律上の制裁その他の期日の不遵守による不利益を課することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（送達の特例）

第十六条（略）

2・3（略）

4 前項の規定による送達をすべき場合において、第二十条にお

現行

目次

第一章 総則（第一条―第二十一条）

（新設）

4 前項の規定による送達をすべき場合において、第二十条にお

（送達の特例）

第十六条（同上）

2・3（同上）

電子情報処理組織による申立て等

第十九条の二 民事執行の手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」といふ。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面（書翰、書類、文書、原本、正本、副本、複本その他文字、図形、符号の知覚によつて認識することができる情報に記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）を提出してするものときをいふものをいふ。最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官

（新設）

いて準用する民事訴訟法第六八条の規定により送達をすることができないときは、裁判所書記官は、同項の住所、居所、営業所又は事務所に於いて、書類を留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるもの（以下「送達」といふ。）に交付し、当該送達を受けるべき者を裁判所の掲示所に掲示してする。

受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）以下同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名（署名）を、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされるものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第二項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに

記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第二項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（裁判書）

第十九条の三 民事執行の手続に関する裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判に係る本文、当事者及び法定代理人並びに裁判所に係る本文を記載しなければならない。

2 前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によつてする。

（新設）

第二十条 特別の定めがある場合を除き、民事執行の手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第八十七條の二の規定を除く。）を準用する。



判の正本又は記録事項証明書は提出すべき期間を定めて、同項に規定する処分を命ずることができる。この裁判は、執行交付手と対する異議の訴え又は請求異議の訴えの提起前においても、することができる。

判の正本を提出すべき期間を定めて、同項に規定する処分を命ずることができる。この裁判は、執行交付手と対する異議の訴え又は請求異議の訴えの提起前においても、することができる。

四・五 (略)

四・五 (同上)

(強制執行の停止)  
第三十九条 強制執行は、次に掲げる文書の提出があつたときは、停止しなければならない。  
一 債務名義(執行証書を除く)若しくは仮執行の宣言を取り消す旨又は強制執行を許さない旨を記載した執行力のある裁判の正本又は記録事項証明書  
二 債務名義に係る和解、認諾、調停又は労働審判の効力がないことを宣言する確定判決の正本又は記録事項証明書  
三 (略)  
四 強制執行をしない旨又はその申立てを取り下げた旨を記載した裁判上の和解の調書の正本又は電子調書(民事訴訟法第百六十条第一項に規定する電子調書をいう。第百六十七条の二第二項第四号において同じ。)の記録事項証明書

(強制執行の停止)  
第三十九条 強制執行は、次に掲げる文書の提出があつたときは、停止しなければならない。  
一 債務名義 執行証書を除く。若しくは仮執行の宣言を取り消す旨又は強制執行を許さない旨を記載した執行力のある裁判の正本  
二 債務名義に係る和解、認諾、調停又は労働審判の効力がないことを宣言する確定判決の正本  
三 (同上)  
四 強制執行をしない旨又はその申立てを取り下げた旨を記載した裁判上の和解若しくは調停の調書の正本又は労働審判法(平成十六年法律第四十五号)第二十一条第四項の規定により裁判上の和解と同一の効力を有する労働審判の審判書若しくは同法第二十一条第七項の調書の正本  
(新設)

四の二 強制執行をしない旨又はその申立てを取り下げた旨を記載した調停の調書又は労働審判法(平成十六年法律第四十五号)第二十一条第四項において同じ。)の記録事項証明書

四の二 強制執行をしない旨又はその申立てを取り下げた旨を記載した調停の調書又は労働審判法(平成十六年法律第四十五号)第二十一条第四項の規定により裁判上の和解と同一の効力を有する労働審判の審判書若しくは同法第二十一条第七項の調書の正本  
(新設)

五号)第二十一条第四項の規定により裁判上の和解と同一の効力を有する労働審判の審判書若しくは同法第二十一条第七項の調書の正本

五 (同上)  
六 強制執行の停止及び執行処分の取消しを命ずる旨を記載した裁判の正本  
七 強制執行の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の正本又は記録事項証明書  
八 (略)

五号)第二十一条第四項の規定により裁判上の和解と同一の効力を有する労働審判の審判書若しくは同法第二十一条第七項の調書の正本

五 (同上)  
六 強制執行の停止及び執行処分の取消しを命ずる旨を記載した裁判の正本  
七 強制執行の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の正本  
八 (同上)

六 強制執行の停止及び執行処分の取消しを命ずる旨を記載した裁判の正本又は記録事項証明書

六 強制執行の停止及び執行処分の取消しを命ずる旨を記載した裁判の正本  
七 強制執行の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の正本  
八 (同上)

七 強制執行の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の正本又は記録事項証明書

七 強制執行の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の正本  
八 (同上)

八 (略)

八 (同上)

八 (略)

八 (同上)

九 (略)

九 (同上)

十 (略)

十 (同上)

十一 (略)

十一 (同上)

十二 (略)

十二 (同上)

十三 (略)

十三 (同上)

十四 (略)

十四 (同上)

十五 (略)

十五 (同上)

び債務者を審尋し、かつ、即時に取り調べることができる書証又は電磁的記録に記載された情報の取調べをすることができる。

び債務者を審尋し、かつ、即時に取り調べることができる書証の取調べをすることができる。

四・五 (略)

四・五 (同上)

(配当異議の訴え等)  
第九十条 (略)  
第九十一条 (略)

(配当異議の訴え等)  
第九十条 (同上)  
第九十一条 (同上)

第六 配当異議の申出をした債権者又は債務者が、配当期日(知れていない抵当証券の所持人に対する配当異議の申出にあつては、その所持人を知つた日)から二週間以内(買受人が第七十八条第四項ただし書の規定により金銭を納付すべき場合にあつては、二週間以内)に、執行裁判所に対し、第一項の訴えを提起したことの証明をしないとき、又は前項の訴えを提起したことの証明及びその訴えに係る執行停止の裁判の正本若しくは記録事項証明書の提出をしないときは、配当異議の申出は、取り下げたものとみなす。

第六 配当異議の申出をした債権者又は債務者が、配当期日(知れていない抵当証券の所持人に対する配当異議の申出にあつては、その所持人を知つた日)から二週間以内(買受人が第七十八条第四項ただし書の規定により金銭を納付すべき場合にあつては、二週間以内)に、執行裁判所に対し、第一項の訴えを提起したことの証明をしないとき、又は前項の訴えを提起したことの証明及びその訴えに係る執行停止の裁判の正本の提出をしないときは、配当異議の申出は、取り下げたものとみなす。

(第三債務者の供託)  
第二百五十六条 第三債務者は、差押えに係る金銭債権(差押命令により差し押さえられた金銭債権に限る。以下この条及び第百六十一条の二において同じ。)の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができる。

(第三債務者の供託)  
第二百五十六条 第三債務者は、差押えに係る金銭債権(差押命令により差し押さえられた金銭債権に限る。次項において同じ。)の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができる。

2 (略)  
3 第三債務者は、第百六十一条の二第一項に規定する供託命令の送達を受けたときは、差押えに係る金銭債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託しなければならない。

2 (同上)  
3 第三債務者は、前二項の規定による供託をしたときは、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

4 第三債務者は、前二項の規定による供託をしたときは、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

4 前条第二項又は第三項の規定により供託の義務を負う第三債務者に対する取立訴訟において、原告の請求を認容するときは、受訴裁判所は、請求に係る金銭の支払は供託の方法によりすべき旨を判決の主文に掲げなければならない。

(取立訴訟)  
第二百五十七条 (略)

(取立訴訟)  
第二百五十七条 (同上)

4 前条第二項又は第三項の規定により供託の義務を負う第三債務者に対する取立訴訟において、原告の請求を認容するときは、受訴裁判所は、請求に係る金銭の支払は供託の方法によりすべき旨を判決の主文に掲げなければならない。

4 前条第二項の規定により供託の義務を負う第三債務者に対する取立訴訟において、原告の請求を認容するときは、受訴裁判所は、請求に係る金銭の支払は供託の方法によりすべき旨を判決の主文に掲げなければならない。

(譲渡命令等)  
第百六十一条 差し押さえられた債権が、条件付若しくは期限付であるとき、又は反対給付に係ることその他の事由によりその取立てが困難であるときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、その債権を執行裁判所が定めた価額で支払に代えて

(譲渡命令等)  
第百六十一条 差し押さえられた債権が、条件付若しくは期限付であるとき、又は反対給付に係ることその他の事由によりその取立てが困難であるときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、その債権を執行裁判所が定めた価額で支払に代えて

2・3 (略)

2・3 (同上)

4 執行裁判所は、配当期日において、第一項本文に規定する事項を定めるため必要があるときは、出頭した債権者及

4 執行裁判所は、配当期日において、第一項本文に規定する事項を定めるため必要があるときは、出頭した債権者及

2・3 (略)

2・3 (同上)

4 執行裁判所は、配当期日において、第一項本文に規定する事項を定めるため必要があるときは、出頭した債権者及

4 執行裁判所は、配当期日において、第一項本文に規定する事項を定めるため必要があるときは、出頭した債権者及

2・3 (略)

2・3 (同上)

4 執行裁判所は、配当期日において、第一項本文に規定する事項を定めるため必要があるときは、出頭した債権者及

4 執行裁判所は、配当期日において、第一項本文に規定する事項を定めるため必要があるときは、出頭した債権者及

2・3 (略)

2・3 (同上)



れたときに限り、開始する。

一 担保権の存在を証する確定判決若しくは家事事件手続法第七十五条の審判又はこれらと同一の効力を有するものの謄本又は記録事項証明書

二、四 (略)

2、4 (略)

(不動産担保権の実行の手続の停止)

第百八十三条 不動産担保権の実行の手続は、次に掲げる文書の提出があつたときは、停止しなければならない。

一 担保権のないことを証する確定判決(確定判決と同一の効力を有するものを含む。次号において同じ。)の謄本又は記録事項証明書

二 第百八十一条第一号に掲げる裁判若しくはこれと同一の効力を有するものを取り消し、若しくはその効力がないことを宣言し、又は同項第三号に掲げる登記を抹消すべき旨を命ずる確定判決の謄本又は記録事項証明書

三、四 (略)

五 不動産担保権の実行の手続の停止及び執行処分取消しを命ずる旨を記載した裁判の謄本又は記録事項証明書

六 不動産担保権の実行の手続の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の謄本又は記録事項証明書

れたときに限り、開始する。

一 担保権の存在を証する確定判決若しくは家事事件手続法第七十五条の審判又はこれらと同一の効力を有するものの謄本又は記録事項証明書

二、四 (同上)

2、4 (同上)

(不動産担保権の実行の手続の停止)

第百八十三条 不動産担保権の実行の手続は、次に掲げる文書の提出があつたときは、停止しなければならない。

一 担保権のないことを証する確定判決(確定判決と同一の効力を有するものを含む。次号において同じ。)の謄本

二 第百八十一条第一号に掲げる裁判若しくはこれと同一の効力を有するものを取り消し、若しくはその効力がないことを宣言し、又は同項第三号に掲げる登記を抹消すべき旨を命ずる確定判決の謄本

三、四 (同上)

五 不動産担保権の実行の手続の停止及び執行処分取消しを命ずる旨を記載した裁判の謄本

六 不動産担保権の実行の手続の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の謄本

2・3 (略) (七)

別表第一(第二十條関係)

第百十三條	前條の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、入札の期日及び入札の場所の指定若しくは
第百十三條	前條の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、入札の期日及び入札の場所の指定若しくは
第百十三條	前條の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、入札の期日及び入札の場所の指定若しくは

2・3 (同上) (七)

(新設)

第百十三條	前條の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、入札の期日及び入札の場所の指定若しくは
第百十三條	前條の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、入札の期日及び入札の場所の指定若しくは
第百十三條	前條の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、入札の期日及び入札の場所の指定若しくは

第百三十三條の三第一項

記録され、又は記録された書面又は電磁的記録

当該書面又は電磁的記録

又は電磁的記録

その他これに類する書面又は電磁的記録

その他これに類する書面

示を始めた

記録された書面

第百三十三條の三第一項	記録され、又は記録された書面又は電磁的記録	当該書面又は電磁的記録	又は電磁的記録	その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面	示を始めた
第百三十三條の三第一項	記録され、又は記録された書面又は電磁的記録	当該書面又は電磁的記録	又は電磁的記録	その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面	示を始めた
第百三十三條の三第一項	記録され、又は記録された書面又は電磁的記録	当該書面又は電磁的記録	又は電磁的記録	その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面	示を始めた

2・3 (同上) (七)

第百六十條第三項	前條の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、入札の期日及び入札の場所の指定若しくは
第百六十條第四項	前條の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、入札の期日及び入札の場所の指定若しくは
第百六十條第五項	前條の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、入札の期日及び入札の場所の指定若しくは

第百六十条の二	電子調書の内容	
第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第百五十二条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第百五十二条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第百三十一条の二第二項	若しくは送付し又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して	又は送付する

第百三十一条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管して送達を待たせようとするときは、裁判所の掲示場へ掲示を始めた
第百三十一条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百三十一条	書類又は電磁的記録	書類
第百三十一条	記載又は記録	記載
第百三十一条	前条の規定による措置を	裁判所書記官が送達すべき書類を保管して送達を待たせようとするときは、裁判所の掲示場へ掲示を始めた

第百六十一条	調書	
第四項	記録しなければ	記載しなければ

(新設)

別表第二(第十七条の二関係)		
第四十五條第五項第三号	交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供	交付
第九十一条の三	交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して	交付する

第百二十八条第一項	開始した	いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百二十五条第二項	第百二十五条(第百七十四条第二項)において準用する場合を含む。以下「」の項において同じ。「」の規定による第百五十五條第一項に規定する電子判決書又は電子調書	判決書又は民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第二十一条の二が替えて適用する第百五十四條第二項の調書
第百三十二条の七	記録(ファイル)記録事項に係る部分を除く。「」の項を	記録
第百三十二条の七	記録(ファイル)記録事項に係る部分を除く。「」の項を	記録
第百三十二条の七	記録(ファイル)記録事項に係る部分を除く。「」の項を	記録

第百三十三条の三 第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録	その他これに類する書面又は電磁的記録
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定めることにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、送付及び経過等の記	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めることにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、送付及び経過等の記	調書

第百六十二条の二 第二項	その旨をファイルに記載して	調書を作成して
第百五十二条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記載された事項若しくは同項の記録媒体に記載された事項	事項
第百五十二条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記載された事項若しくは同項の記録媒体に記載された事項	事項
第百三十一条の二第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する

第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記載された電子調書の内容	調書の記載された内容
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記載された電子調書	調書
第百六十条の二 第一項	当該電子調書	当該調書
	前条第二項の規定によりファイルに記載された電子調書の内容	調書の記載

第百五十二条第一項	最高裁判所規則で定めることにより、次に掲げる事項を記録した電磁的記録(以下「電子調書」という。)	次に掲げる事項を記録した電磁的記録
第百五十二条第二項	電子調書	記録
第百五十二条第三項	電子調書の原本	調書の原本
第百五十二条第四項	電子調書	調書
第百五十二条第五項	電子調書(判)をなすことができる	調書に記載させなければならない
第百五十二条第六項	電子調書(判)	判決書
第百五十二条第七項	第二項の規定によりファイルに記載した	判決書

録されたものに 関し、次項、第 二百八十五条、 第二百八十五 条第二項、第三 百五十七條、第 三百七十八條第 一項及び第三百 八十一條の七第 一項において同 じ。	調査
---	----

次項、第二百 八十一條第五 項、第二百八 十五條、第三 百五十七條、 第三百七十八 條第一項及び 第三百八十一 條の七第一 項において同 じ。	電子判決書又は 電子調書に記録 されておる事項 を記載した書面 であつて裁判所 書記官が最高裁 判所規則で定め る方法により当 該書面の内容及 当該電子判決書 又は当該電子調 書に記録されて おる事項を同一	電子判決書又は 電子調書に記録 されておる事項 を記載した書面 であつて裁判所 書記官が最高裁 判所規則で定め る方法により当 該書面の内容及 当該電子判決書 又は当該電子調 書に記録されて おる事項を同一
---	---	---

明したものを 前条第二項の調書の 本の 呼出状	第二百五十五 条 第二百五十六 条 第三項 九十四條第二 項の規定により メールに記録さ れたものに限 る。	第二百五十六 条 第三項第一号 同条の規定によ り作成した書面 を送達すべき場 所に宛てて発し た時 同条第一項本文 の通知が発せら れた時	第二百五十六 条 第三項第一号 同条の規定によ り作成した書面 を送達すべき場 所に宛てて発し た時 同条第一項本文 の通知が発せら れた時
----------------------------------	---	--	--

電子調書	第二百八十五 条 規定により当事 者及び法定代理 人、主文、請求 並びに理由の要 因が記録された 電子調書	第二百八十五 条 規定により当事 者及び法定代理 人、主文、請求 並びに理由の要 因が記録された 電子調書	第二百八十五 条 規定により当事 者及び法定代理 人、主文、請求 並びに理由の要 因が記録された 電子調書
------	--	--	--